

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年9月10日提出
【発行者名】	三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荻原 亘
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目１７番１号
【事務連絡者氏名】	竹本 政司
【電話番号】	03-6205-0265
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	三井住友・ＤＣバランスファンド（安定型） 三井住友・ＤＣバランスファンド（安定成長型） 三井住友・ＤＣバランスファンド（成長型） 三井住友・ＤＣバランスファンド（安定型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	2兆5,000億円を上限とします。 三井住友・ＤＣバランスファンド（安定成長型） 2兆5,000億円を上限とします。 三井住友・ＤＣバランスファンド（成長型） 2兆5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

三井住友・ＤＣバランスファンド（安定型）

三井住友・ＤＣバランスファンド（安定成長型）

三井住友・ＤＣバランスファンド（成長型）

以下、上記３ファンドを総称して「当ファンド」ということがあり、それぞれを「各ファンド」ということがあります。

また、「三井住友・ＤＣバランスファンド（安定型）」を「（安定型）」、「三井住友・ＤＣバランスファンド（安定成長型）」を「（安定成長型）」、「三井住友・ＤＣバランスファンド（成長型）」を「（成長型）」という略称でいうことがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

* ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は１口当たり１円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド２兆５,０００億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、それぞれ「ＤＣ安定」、「ＤＣ安成」、「ＤＣ成長」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2026年9月11日から2027年3月11日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社によっては一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

販売会社の詳細につきましては、前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

（１１）【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

イ 申込証拠金

ありません。

ロ 日本以外の地域における募集

ありません。

ハ スイッチング

販売会社によっては、「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること）による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。

ニ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の６）の適用

ありません。

ホ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考：投資信託振替制度）

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

- イ 当ファンドは、「国内株式マザーファンド（Ａ号）」、「国内債券マザーファンド（Ｂ号）」、「外国株式マザーファンド（Ａ号）」、「外国債券マザーファンド（Ａ号）」（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、実質的に、日本を含む世界各国の株式、公社債へ分散投資することにより、収益機会の拡大とリスクの低減効果を狙い、中長期的に信託財産の着実な成長を目指した運用を行います（このほか、各ファンドが内外の株式・公社債へ直接投資、または預金等の金融商品による運用を行うことも約款上認められています。）。
- ロ 各ファンドの運用にあたっては、株式、債券、現預金を各ファンド毎の基本資産配分の比率で加重平均した複合ベンチマークを、中長期的に上回る運用成果を目指します。詳細については、後述の「２ 投資方針」をご参照ください。
- ハ 委託会社は、受託会社と合意の上、各ファンドとも金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。
- ニ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

商品分類表

単体型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単体型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型		その他資産 ()
	内外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)		
一般		日本		
大型株	年2回			
中小型株	年4回	北米		
債券			ファミリーファンド	あり (適時ヘッジ)
一般	年6回(隔月)	欧州		
公債	年12回(毎月)	アジア		
社債		オセアニア		
その他債券	日々			
クレジット属性 ()	その他	中南米		
不動産投信	()		ファンド・オブ・ファンズ	なし

その他資産 (投資信託証券(資産複合(株式、債券)資産配分変更型)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		アフリカ 中近東(中東) エマージング		
---	--	--	--	--

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類および属性区分は、一般社団法人資産運用業協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。

商品分類および属性区分の用語の定義については下記をご覧ください。なお、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（<https://www.imaj.or.jp/>）でもご覧頂けます。

一般社団法人資産運用業協会「商品分類に関する指針」

商品分類表定義

1．単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信... 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信... 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2．投資対象地域による区分

- (1) 国内... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外... 目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3．投資対象資産（収益の源泉）による区分

- (1) 株式... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (4) その他資産... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合... 目論見書または投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）...
「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MR F（マネー・リザーブ・ファンド）...
「MR F及びMMFの運営に関する規則」に定めるMR Fをいう。
- (3) E T F ... 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

5. 補足分類

- (1) インデックス型... 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型... 目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。
なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

属性区分表定義

1. 投資対象資産による属性区分

- (1) 株式
- 一般... 次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- 大型株... 目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- 中小型株... 目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券
- 一般... 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- 公債... 目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- 社債... 目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- その他債券... 目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- 格付等クレジットによる属性...
目論見書または投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
- (3) 不動産投信... これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

（４）その他資産… 組み入れている資産を記載するものとする。

（５）資産複合… 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

２．決算頻度による属性区分

年１回… 目論見書または投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。

年２回… 目論見書または投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。

年４回… 目論見書または投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。

年６回（隔月）… 目論見書または投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。

年１２回（毎月）… 目論見書または投資信託約款において、年１２回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

日々… 目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他… 上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

３．投資対象地域による属性区分（重複使用可能）

グローバル… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東（中東）… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

４．投資形態による属性区分

ファミリーファンド... 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ... 「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

５．為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり... 目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし... 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

６．インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

ＴＯＰＩＸ

その他の指数...上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

７．特殊型

ブル・ベア型... 目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型... 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型／絶対収益追求型...

目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨もしくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型... 目論見書または投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

（２）【ファンドの沿革】

2001年10月４日	信託契約締結、設定、運用開始。
2002年12月１日	各ファンドの名称を「ＭＬＧ・ＤＣバランス（安定型）」、「ＭＬＧ・ＤＣバランス（安定成長型）」、「ＭＬＧ・ＤＣバランス（成長型）」から「三井住友・ＤＣバランスファンド（安定型）」、「三井住友・ＤＣバランスファンド（安定成長型）」、「三井住友・ＤＣバランスファンド（成長型）」に名称を変更。
2014年11月28日	投資対象マザーファンドについて、「国内債券マザーファンド（Ａ号）」から「国内債券マザーファンド（Ｂ号）」に変更。

（３）【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社 「三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社」

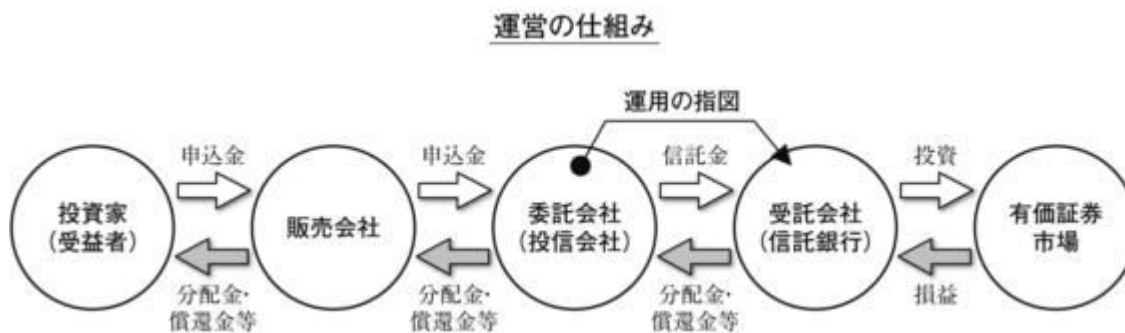
証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

（ロ）受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。



□ 委託会社の概況

（イ）資本金の額

20億円（2026年6月30日現在）

（ロ）会社の沿革

1985年 7 月15日	三生投資顧問株式会社設立
1987年 2 月20日	証券投資顧問業の登録
1987年 6 月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999年 1 月 1日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999年 2 月 5日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000年 1 月27日	証券投資信託委託業の認可取得
2002年12月 1日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013年 4 月 1日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
2019年 4 月 1日	大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社に商号変更

（ハ）大株主の状況

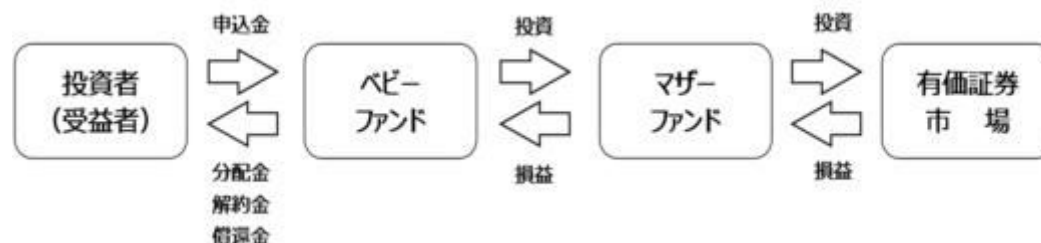
（2026年6月30日現在）

名称	住所	所有 株式数 （株）	比率 （％）
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目 9 番地	5,080,509	15.0

住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目４番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号	337,248	1.0

ハ ファンドの運用形態（ファミリーファンド方式による運用）

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



２【投資方針】

（１）【投資方針】

イ 基本方針

内外の株式・公社債に投資する４つのマザーファンドの組入れを通じて、日本を含む世界各国の株式、公社債へ分散投資することにより、収益機会の拡大とリスクの低減効果を狙い、中長期的に信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

（イ）各ファンドにつき、株式、債券、現預金の基本的な資産配分とその上限と下限を定め、その範囲内で変更を行います。

	（安定型）			（安定成長型）			（成長型）		
	下限	基本	上限	下限	基本	上限	下限	基本	上限
株 式	10%	25%	40%	25%	45%	65%	50%	65%	80%
債 券	50%	70%	85%	30%	50%	70%	15%	30%	45%
現 預 金	0%	5%	20%	0%	5%	15%	0%	5%	15%

なお、基本資産配分と組入比率の上限と下限については、マクロ経済環境・金融市場動向を想定して設定するため５年程度に一度見直します。

（ロ）当ファンドの運用は、株式…ＴＯＰＩＸ（東証株価指数、配当込み）、債券…ノムラ・ボンド・パフォーマンス・インデックス総合（「ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ（総合）」）、現預金…無担保コール翌日物を個別資産のベンチマークとし、それらを基本資産配分の比率で加重平均した複合ベンチマークに対し、資産配分の変更と個別資産毎の運用の両面で超過収益の獲得を目指し、複合ベンチマークを中長期的に上回る運用成果を目標とします。

（ハ）当ファンドの実質組入外貨建資産については、為替変動リスクが生じますが、外貨エクスポージャーをコントロールすることにより、ファンド全体の為替変動リスクを管理します。

また、対円ででの為替ヘッジに限定せず、全体的な投資収益を上昇させるため、割高な通貨を売り、割安な通貨を買うことに相当する為替取引を行うことがあります。

外貨エクスポージャーとは、実質組入外貨建資産のうち対円ででの為替ヘッジが行われていない部分のファンド全体に対する比率のことで、０％を下限とし外貨建資産の実質組入比率を上限とします。

（二）運用にあたっては、まずマクロ経済環境分析、各資産市場評価を行い、総合的な検討を行った

上で、各資産の配分、市場配分、通貨配分、業種配分の決定を行います。さらに各ファンドマネージャーが個別銘柄の選定を行います（トップダウンアプローチ）。

（ホ）資金動向、市場動向によっては、上記のような運用ができない場合やファンドの目的が達成されない場合があります。

ファンドの特色

- 1** 日本を含む世界各国の株式、債券に分散投資を行い、リスクを軽減しつつ、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。
☐ 実際の運用は、内外の株式、債券に投資する4つのマザーファンドへの投資を通じて行います。
- 2** 各ファンドにつき、株式、債券、現預金の基本的な資産配分と、その上限・下限を定め、その範囲内で変更を行います。

〔各ファンドの基本資産配分〕

三井住友・DCバランスファンド		株式（内外）	債券（内外）	現預金
（安定型）	基本資産配分	25%	70%	5%
	変動幅	10～40%	50～85%	0～20%
（安定成長型）	基本資産配分	45%	50%	5%
	変動幅	25～65%	30～70%	0～15%
（成長型）	基本資産配分	65%	30%	5%
	変動幅	50～80%	15～45%	0～15%

※基本資産配分と、組入比率の上限・下限については、マクロ経済環境・金融市場動向を想定して設定するため5年程度に一度見直しします。

※株式、債券については、各々国内と外国のファンド全体に対する組入比率の上限と下限を定め、その範囲内で組入れを行います。

3

株式、債券、現預金で構成する複合ベンチマークを設け、中長期的にベンチマークを上回る運用成果を目指します。

- 株式……TOPIX（東証株価指数、配当込み）、債券……NOMURA-BPI（総合）、現預金…無担保コール翌日物を個別資産のベンチマークとし、それらを各ファンドの基本資産配分の比率で加重平均した複合ベンチマークを中長期的に上回る運用成果を目指します。
- 各ファンドはそれぞれの複合ベンチマークに対して、資産配分の変更と個別資産毎の運用の両面で超過収益の獲得を目指します。

〔各ファンドの複合ベンチマーク構成比〕



4

外貨エクスポージャーのコントロールにより、ファンド全体の為替変動リスクを管理します。

- 各ファンドの実質組入外貨建資産については、為替変動リスクが生じますが、外貨エクスポージャーをコントロールすることにより、ファンド全体の為替変動リスクを把握します。
- 対円での為替ヘッジに限定せず、全体的な投資収益を上昇させるため、割高な通貨を売り、割安な通貨を買うことに相当する為替取引を行うことがあります。



外貨エクスポージャーとは

実質組入外貨建資産のうち対円での為替ヘッジが行われていない部分のファンド全体に対する比率のことで、0%を下限とし外貨建資産の実質組入比率を上限とします。

5

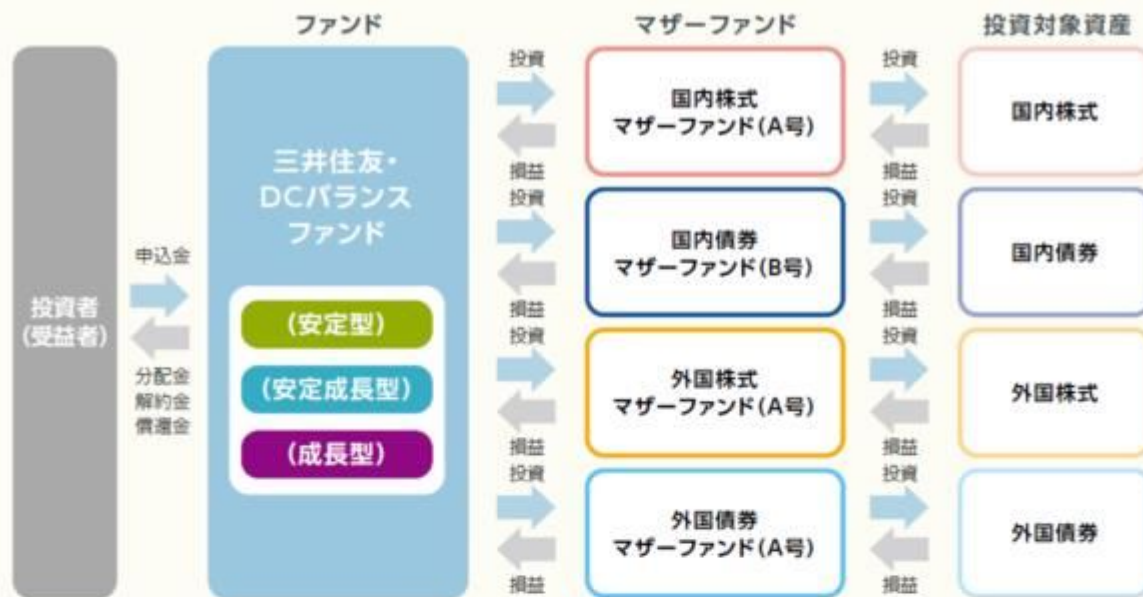
ファンドの運用はトップダウンアプローチにより行われます。

- 運用にあたっては、マクロ経済環境分析、各資産市場評価を行い、総合的な検討を行ったうえで、各資産の配分、市場配分、通貨配分、業種配分の決定を行います。
- 各マザーファンドのファンドマネージャーが個別銘柄の選定を行います。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

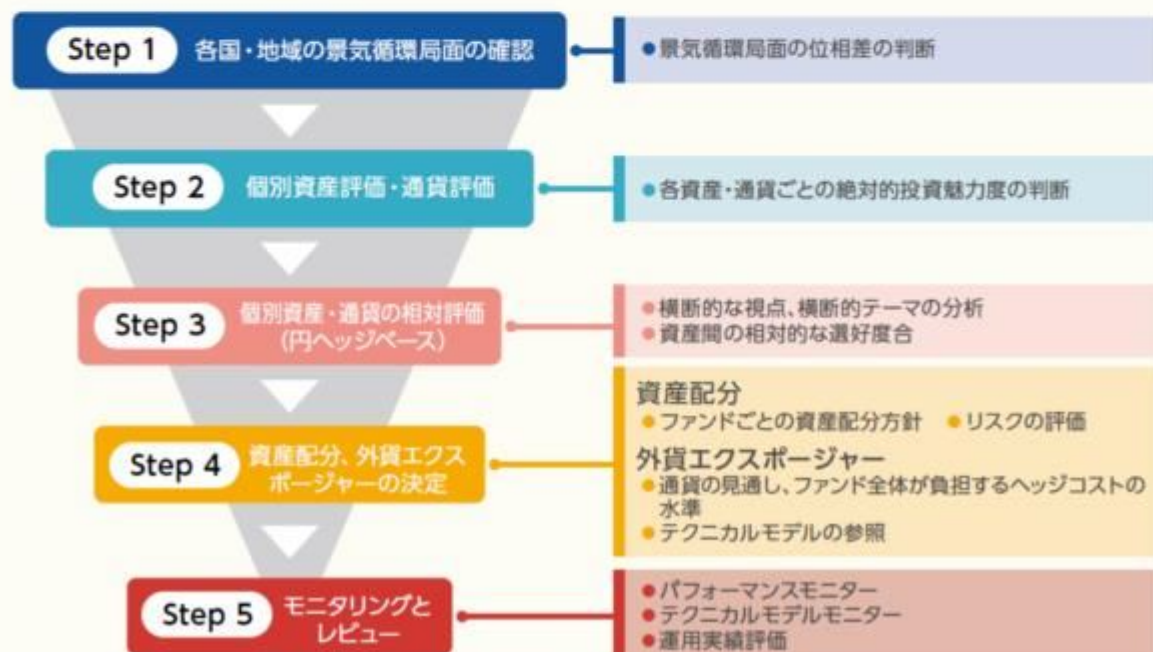
ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、内外の株式、債券に投資する4つのマザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



運用プロセス

■ファンドの運用（各マザーファンドへの資産配分および外貨エクスポージャーの調整）は、運用部 マルチアセットグループが行います。



※上記の運用プロセスは2026年6月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

※運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。

<運用担当者に係る事項> https://www.smd-am.co.jp/corporate/investment/pdf/org_structure01.pdf

各マザーファンドの投資方針等

▶国内株式マザーファンド(A号)

- TOPIX（東証株価指数、配当込み）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークに対し同程度のリスクで、安定的に上回るリターンを目指します。
- マクロ経済分析をもとにしたトップダウンアプローチにより、委託会社が独自に定めるユニバース構成業種毎の基準ウェイトから一定の範囲内で乖離をとる業種配分と、企業の中長期成長力およびバリュエーションを重視した銘柄選択により超過収益の獲得を目指します。

▶国内債券マザーファンド(B号)

- NOMURA-BPI（総合）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- 定量的相対価値分析を行い、残存期間・セクター・銘柄間の割高割安を判断することに加え、デュレーションをベンチマーク対比で乖離させることにより、超過収益の獲得を目指します。ただし、リスクを一定以下に抑えて収益の安定性を確保します。

▶外国株式マザーファンド(A号)

- MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークに対し同程度のリスクで、安定的に上回るリターンを目指します。
- 委託会社のエコノミスト、アナリストによる綿密かつ広範囲のリサーチにより、トップダウンおよびボトムアップ双方の視点から株価に十分織り込まれていない投資材料を見極め、リスクを取ることで超過収益の獲得を目指します。
- 原則として対円での為替ヘッジを行いません。ただし、資産と通貨を別々に管理しており、株式市場の見通しと通貨の見通しとの双方の観点から資産の配分比率と通貨の配分比率との間に一定の範囲内で乖離をとる場合があります。

▶外国債券マザーファンド(A号)

- FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークに対し同程度のリスクで安定的に上回るリターンを目指します。
- 投資対象は欧米の主要格付機関からA格相当以上の格付けを取得している公社債を主としますが、信用リスクや利回り格差等を考慮して、A格相当未満の格付けの公社債を信託財産の純資産総額の5%以内で組み入れることもあります。
- マクロ経済分析や市場分析による金利予測に基づいて、市場配分、デュレーション、満期構成を決定し、ベンチマークとの乖離が主要な超過収益となるアクティブ運用を行います。ただし、ベンチマークとの乖離は一定の範囲内にとどめることとし、リスクをコントロールします。また、市場毎に利回り格差や流動性を考慮して、債券種別の配分、銘柄選択においても超過収益の獲得を目指します。
- 原則として対円での為替ヘッジを行いません。ただし、資産と通貨を別々に管理しており、債券市場の見通しと通貨の見通しとの双方の観点から資産の配分比率と通貨の配分比率との間に一定の範囲内で乖離をとる場合があります。

※格付記号は、一般的な長期債務格付けを表示していますが、格付機関により異なる記号を使用している場合があります。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

指数の著作権など

- TOPIX（東証株価指数）は株式会社JPX総研、NOMURA-BPIは野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社、MSCIコクサイ・インデックスはMSCI Inc.、FTSE世界国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCが、それぞれ公表している指数です。
- 各インデックスに関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、指数を公表および許諾する各社に帰属します。また、当該各社は当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

（２）【投資対象】

イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（イ）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1．有価証券

２．デリバティブ取引にかかる権利

３．金銭債権

４．約束手形

（口）特定資産以外の資産で次に掲げるもの

１．為替手形

口 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

１０．コマーシャル・ペーパー

１１．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

１２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

１３．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

１４．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

１５．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

１６．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）

１７．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）

１８．外国法人が発行する譲渡性預金証書

１９．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

２０．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

２１．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。以下同じ。）を以下「投資信託証券」といいます。

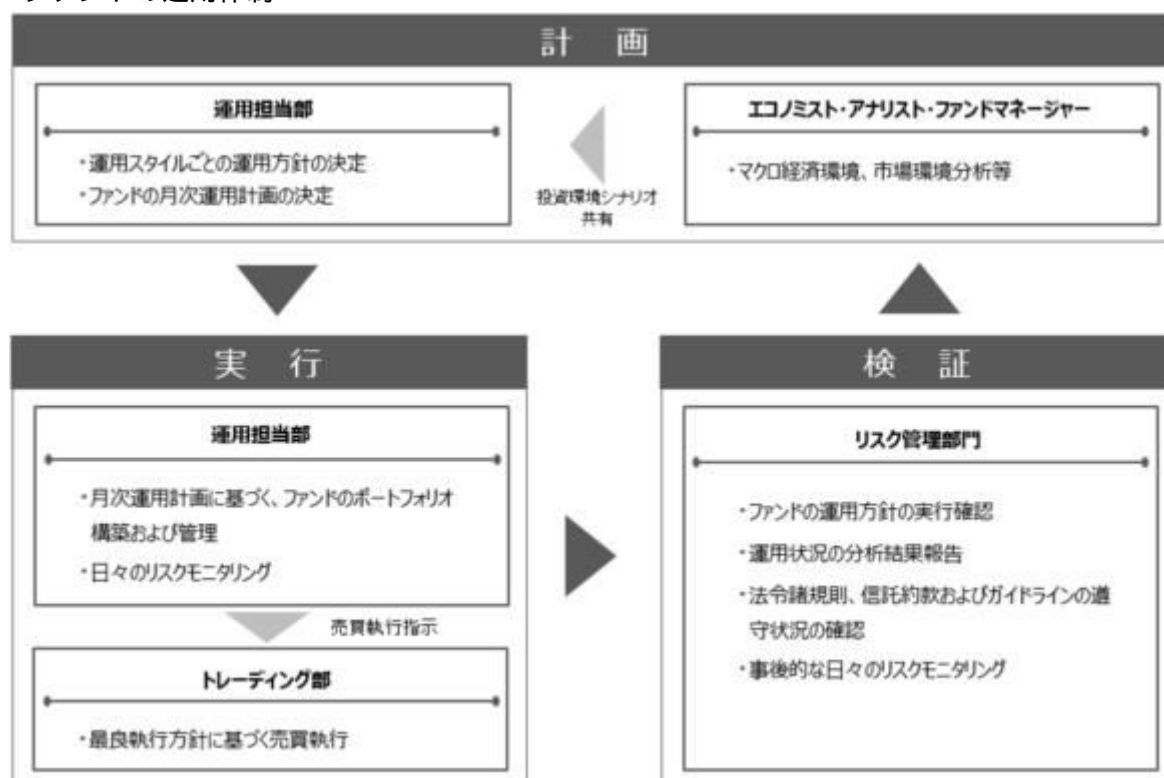
八 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記口に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

イ ファンドの運用体制



リスク管理部門の人員数は、約50名です。（2026年4月1日現在）

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（４）【分配方針】

毎決算時（12月15日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- イ 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子、配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ロ 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支

払いおよびその金額について保証するものではありません。

- ハ 留保金の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。

（基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

（５）【投資制限】

以下、この「（５）投資制限」の記載は、特にファンドを特定しない限り各ファンド共通です。

ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- イ 各マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。ただし、各マザーファンド受益証券への投資により実質的に保有する資産が、口以下のすべての条件を満たす範囲内とします。
- 口 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額に対して、以下の通りとします。
- | | |
|------------------------|-------|
| 三井住友・ＤＣバランスファンド（安定型） | 40％以内 |
| 三井住友・ＤＣバランスファンド（安定成長型） | 65％以内 |
| 三井住友・ＤＣバランスファンド（成長型） | 80％以内 |
- 実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。
- ハ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。
- ニ 各マザーファンド受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以内とします。
- ホ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の60％以内とします。
- ヘ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以内とします。
- ト 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

イ 投資する株式等の範囲

- （イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- （ロ）上記（イ）にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ロ 信用取引の指図

- （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- （ロ）信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドに属する当該売付けにかかる建玉の時価総額との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- （ハ）信託財産の一部解約等の事由により信用取引の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ハ 先物取引等の指図

- （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- （ロ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- （ハ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ スワップ取引の指図

- （イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- （ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- （ハ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- （ニ）委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図

- （イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- （ロ）金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- （ハ）金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- （ニ）委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- （ホ）「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日にお

ける当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- （ヘ）「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ヘ 有価証券の貸付けの指図

- （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
- １．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - ２．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- （ロ）上記（イ）の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- （ハ）委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ト 公社債の空売りの指図

- （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- （ロ）上記（イ）の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- （ハ）信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

チ 公社債の借入れの指図

- （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- （ロ）上記（イ）の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- （ハ）信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- （ニ）上記（イ）の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁するものとします。

リ 特別の場合の外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には制約されることがあります。

ヌ 外国為替予約取引の指図

- （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- （ロ）上記（イ）の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と信託財産にかかる売予約とマザーファンドの信託財産にかかる売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- （ハ）上記（ロ）においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。またマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- （ニ）上記（ロ）の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するために外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

ル 資金の借入れ

- （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払い資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- （ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- （ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- （ニ）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ヲ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

（参考情報：マザーファンドの投資方針等）

（国内株式マザーファンド（Ａ号））

（１）投資方針等

イ 基本方針

主として日本の取引所上場株式に分散投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

（イ）ＴＯＰＩＸ（東証株価指数、配当込み）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークに対し同程度のリスクで、安定的に上回るリターンを目指します。

（ロ）実際の運用にあたっては、マクロ経済分析をもとにしたトップダウンアプローチで行い、委託会社独自に定めるユニバースを構成する業種毎の基準ウエイトから一定の範囲内で乖離をとる業種配分と、企業の中長期成長力およびバリュエーションを重視した銘柄選択により超過収益の獲得を目指します。

（ハ）株式の組入比率は、原則として高位とします。ただし、資金動向、市場動向によっては上記のような運用ができない場合やファンドの目的が達成されない場合があります。

（２）投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「２ 投資方針 （２）投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「２ 投資方針 （２）投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする各号（第１号から第21号まで）の有価証券（ただし、第12号は本邦通貨建表示のものとします。また、投資法人債券を除きます。）に投資します。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「２ 投資方針 （２）投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

（３）投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

（イ）株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。

（ロ）新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

（ハ）投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

（二）外貨建資産への投資は行いません。

（ホ）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

（ヘ）一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ１０％、合計で２０％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（国内債券マザーファンド（Ｂ号））

（１）投資方針等

イ 基本方針

日本の公社債を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

ロ 投資態度

（イ）主として日本の公社債に投資し、中長期的にＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ（総合）（以下「ベンチマーク」といいます。）を上回る投資成果を目指して運用を行います。

（ロ）運用にあたっては、リスクを一定以下に抑えて収益の安定性を確保しつつ、定量的相対価値分析を駆使し、残存・セクター・銘柄間の割高割安を判断するだけでなく、ポートフォリオのデュレーションをベンチマーク対比で乖離させることにより、ベンチマークを上回る収益の獲得を目指します。

（２）投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「２ 投資方針 （２）投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

- １．国債証券
- ２．地方債証券
- ３．特別の法律により法人の発行する債券
- ４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- ５．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ６．コマーシャル・ペーパー
- ７．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
- ８．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第１０号で定めるものをいいます。）
- ９．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第１１号で定めるものをいいます。）
- １０．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第１８号で定めるものをいいます。）
- １１．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- １２．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第１４号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- １３．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第１４号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

ハ 投資対象とする金融商品

前記「２ 投資方針（２）投資対象 八 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

（３）投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

（イ）外貨建資産への投資は行いません。

（ロ）国債、地方債および特別の法律により法人の発行する債券以外の債券を取得する場合は、主要格付機関のいずれかよりＢＢＢ格相当以上の格付けを得ていることを条件とします。

（ハ）上記（ロ）の債券について、いずれの格付機関の格付けもＢＢＢ格相当を下回ることとなった場合には、委託会社は、同一の発行体が発行した債券への投資割合およびＢＢＢ格相当未満の債券合計への投資割合がそれぞれ信託財産の純資産総額の５％以下および１０％以下となるよう、当該債券の売却等の指図を行うものとします。

（ニ）一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ１０％、合計で２０％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（外国株式マザーファンド（Ａ号））

（１）投資方針等

イ 基本方針

日本を除く世界各国の株式に分散投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

（イ）ＭＳＣＩコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークに対し同程度のリスクで、安定的に上回るリターンを目指します。

（ロ）委託会社のエコノミスト、アナリストによる綿密かつ広範囲のリサーチにより、トップダウンおよびボトムアップ双方の視点から株価に十分織り込まれていない投資材料を見極め、リスクを取ることで超過収益の獲得を目指します。

（ハ）原則として対円での為替ヘッジを行いません。ただし、資産と通貨を別々に管理しており、株式市場の見通しと通貨の見通しとの双方の観点から資産の配分比率と通貨の配分比率との間に一定の範囲内で乖離をとる場合があります。

（ニ）株式組入比率は原則として高位とします。ただし資金動向、市場動向によっては上記のような運用ができない場合やファンドの目的が達成されない場合があります。

（２）投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「２ 投資方針（２）投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「２ 投資方針（２）投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする各号（第１号から第２１号まで）の有価証券（ただし、投資法人債券を除きます。）に投資します。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「２ 投資方針（２）投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

（３）投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- （イ）株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- （ロ）新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- （ハ）投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- （ニ）外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- （ホ）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- （ヘ）一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（外国債券マザーファンド（Ａ号））

（１）投資方針等

イ 基本方針

日本を除く世界各国の公社債に分散投資することにより、安定した成長と収益の確保を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

- （イ）ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークに対し同程度のリスクで安定的に上回るリターンを目指します。
- （ロ）投資対象は欧米の主要格付機関からＡ格以上の格付けを取得している公社債を主としますが、信用リスクや利回り格差等を考慮して、Ａ格未満の格付けの公社債を信託財産の純資産総額の5%以内で組み入れることもあります。
- （ハ）実際の運用にあたっては、マクロ経済分析や市場分析による金利予測に基づいて、市場配分、デュレーション、満期構成を決定し、ベンチマークとの乖離が主要な超過収益となるアクティブ運用を行います。ただし、ベンチマークとの乖離は一定の範囲内にとどめることとし、リスクをコントロールします。
また、市場毎に利回り格差や流動性を考慮して、債券種別の配分、銘柄選択においても超過収益の獲得を目指します。
- （ニ）原則として対円での為替ヘッジを行いません。ただし、資産と通貨を別々に管理しており、債券市場の見通しと通貨の見通しとの双方の観点から資産の配分比率と通貨の配分比率との間に一定の範囲内で乖離をとる場合があります。
- （ホ）債券組入比率は原則として高位とします。ただし資金動向、市場動向によっては上記のような運用ができない場合やファンドの目的が達成されない場合があります。

（２）投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「２ 投資方針（２）投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「２ 投資方針（２）投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号のうち、第２号から第６号、第10号、第12号（ただし、第２号から第６号および第10号の性質を有するものに限り、）から第15号および第18号から第21号に掲げるものに投資します。ただし、投資信託証券については、株券または新株の引受権を表示する証券もしくは証書に投資するものを除きます。また、投資法人債券には投資しま

せん。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「２ 投資方針（２）投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーフンドが投資対象とする金融商品に同じです。

（３）投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

（イ）投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

（ロ）外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

（ハ）一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ１０％、合計で２０％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

（イ）株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ロ）債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

（ハ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ニ）為替変動リスク

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

（ホ）カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

（ヘ）流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

ロ その他の留意点

（イ）投資信託に関する留意点

- ・当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

（ロ）分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ハ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にはリスク管理会議へ報告します。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率：
2021年7月～2026年6月

分配金再投資基準価額：
2021年7月～2026年6月

■(安定型)



■(安定成長型)



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2021年7月～2026年6月

他の資産クラス：
2021年7月～2026年6月



※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率：
2021年7月～2026年6月

分配金再投資基準価額：
2021年7月～2026年6月

■(成長型)



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2021年7月～2026年6月

他の資産クラス：
2021年7月～2026年6月



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	配当込みTOPIX(東証株価指数、配当込み) 日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グローバル・インデックス、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グローバル・インデックス、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権その他の一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、同社は、ファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。同指数に関する著作権、知的財産権。その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。同社は、当ファンドのスポンサーではなく、当ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、同社は、当該データの正確性および完全性を保証せず、データの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利はJ.P. Morganに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

純資産総額に年1.54%（税抜き1.4%）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の配分は以下の通りです。

< 信託報酬の配分（税抜き）>

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.65%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	年0.65%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.1%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

(4) 【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、原則として、計算期間を通じて毎日、信託財産の費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載することはできません。

上記（１）～（４）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- （イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- （ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を

行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。

- （ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

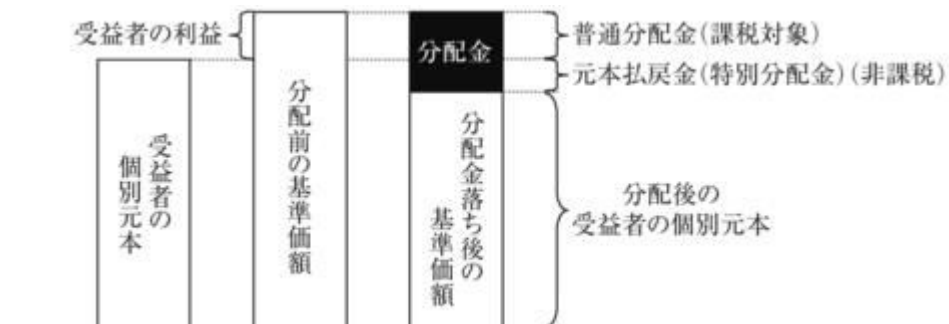
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記、の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

（イ）個人の受益者に対する課税

・収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ＥＴＦ）、上場不動産投資信託（ＲＥＩＴ）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、ます。）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

上記「（５）課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2026年6月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

（参考情報）総経費率

直近の運用報告書の対象期間（2024年12月17日～2025年12月15日）における当ファンドの総経費率（年率換算）は以下の通りです。

	総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
（安定型）	1.56%	1.54%	0.02%
（安定成長型）	1.56%	1.54%	0.02%
（成長型）	1.56%	1.54%	0.02%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。）です。

※当ファンドが上場投資信託（ETF）および上場不動産投資信託（REIT）に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ（<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>）から検索いただけます。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

三井住友・ＤＣバランスファンド（安定型）

2026年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
親投資信託受益証券	日本	257,036,775	92.05

現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	22,191,000	7.95
合計（純資産総額）		279,227,775	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

その他以下の取引を行っております。

種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	売建	-	28,645,447	10.26

三井住友・ＤＣバランスファンド（安定成長型）

2026年6月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	810,055,765	91.34
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	76,799,848	8.66
合計（純資産総額）		886,855,613	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	売建	-	103,260,289	11.64

三井住友・ＤＣバランスファンド（成長型）

2026年6月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	534,185,275	92.37
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	44,124,483	7.63
合計（純資産総額）		578,309,758	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	売建	-	72,645,837	12.56

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

三井住友・ＤＣバランスファンド（安定型）

イ 主要投資銘柄

2026年6月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（％）
日本	親投資信託受益証券	国内債券マザーファンド（Ｂ号）	122,723,317	1.2599	154,618,719	1.2236	150,164,250	53.78

日本	親投資 信託受 益証券	国内株式マザー ファンド（Ａ 号）	11,883,351	3.1914	37,924,885	3.8972	46,311,795	16.59
日本	親投資 信託受 益証券	外国債券マザー ファンド（Ａ 号）	9,137,633	3.8121	34,833,464	3.9853	36,416,208	13.04
日本	親投資 信託受 益証券	外国株式マザー ファンド（Ａ 号）	2,778,458	7.5741	21,044,320	8.6899	24,144,522	8.65

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2026年6月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	92.05
合 計	92.05

三井住友・ＤＣバランスファンド（安定成長型）

イ 主要投資銘柄

2026年6月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資 信託受 益証券	国内債券マザー ファンド（Ｂ 号）	267,122,901	1.2593	336,392,828	1.2236	326,851,581	36.86
日本	親投資 信託受 益証券	国内株式マザー ファンド（Ａ 号）	68,414,600	3.1786	217,464,324	3.8972	266,625,379	30.06
日本	親投資 信託受 益証券	外国株式マザー ファンド（Ａ 号）	15,648,933	7.5847	118,692,483	8.6899	135,987,662	15.33
日本	親投資 信託受 益証券	外国債券マザー ファンド（Ａ 号）	20,222,102	3.8221	77,290,930	3.9853	80,591,143	9.09

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2026年6月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	91.34
合 計	91.34

三井住友・ＤＣバランスファンド（成長型）

イ 主要投資銘柄

2026年6月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	国内株式マザー ファンド（Ａ 号）	63,117,637	3.1868	201,144,459	3.8972	245,982,054	42.53
日本	親投資 信託受 益証券	外国株式マザー ファンド（Ａ 号）	15,241,295	7.5994	115,824,357	8.6899	132,445,329	22.90
日本	親投資 信託受 益証券	国内債券マザー ファンド（Ｂ 号）	98,705,158	1.2575	124,121,245	1.2236	120,775,631	20.88
日本	親投資 信託受 益証券	外国債券マザー ファンド（Ａ 号）	8,777,824	3.8287	33,607,796	3.9853	34,982,261	6.05

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2026年6月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	92.37
合 計	92.37

【投資不動産物件】

三井住友・ＤＣバランスファンド（安定型）

該当事項はありません。

三井住友・ＤＣバランスファンド（安定成長型）

該当事項はありません。

三井住友・ＤＣバランスファンド（成長型）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

三井住友・ＤＣバランスファンド（安定型）

2026年6月30日現在

種類	資産の名称	買建／ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	売建	131,000.00	20,971,921	21,237,327	7.61
	ユーロ	売建	40,000.00	7,401,800	7,408,120	2.65

（注）日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

三井住友・ＤＣバランスファンド（安定成長型）

2026年6月30日現在

種類	資産の名称	買建 / 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	売建	509,000.00	81,486,319	82,517,553	9.30
	ユーロ	売建	112,000.00	20,725,040	20,742,736	2.34

（注）日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

三井住友・ＤＣバランスファンド（成長型）

2026年6月30日現在

種類	資産の名称	買建 / 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	売建	359,000.00	57,472,669	58,200,003	10.06
	ユーロ	売建	78,000.00	14,433,510	14,445,834	2.50

（注）日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

三井住友・ＤＣバランスファンド（安定型）

年月日	純資産総額 (円)		１万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第16期（2016年12月15日）	201,719,250	201,719,250	12,433	12,433
第17期（2017年12月15日）	213,524,340	213,524,340	12,995	12,995
第18期（2018年12月17日）	211,627,484	211,627,484	12,448	12,448
第19期（2019年12月16日）	239,453,885	239,453,885	12,928	12,928
第20期（2020年12月15日）	257,997,052	257,997,052	13,191	13,191
第21期（2021年12月15日）	272,099,673	272,099,673	13,936	13,936
第22期（2022年12月15日）	251,603,364	251,603,364	12,886	12,886
第23期（2023年12月15日）	257,190,117	257,190,117	13,255	13,255
第24期（2024年12月16日）	277,723,788	277,723,788	13,833	13,833
第25期（2025年12月15日）	277,749,078	277,749,078	14,045	14,045
2025年 6月末日	277,313,297	-	13,679	-
7月末日	272,180,713	-	13,759	-
8月末日	271,962,657	-	13,796	-
9月末日	273,274,976	-	13,892	-
10月末日	283,102,793	-	14,184	-
11月末日	277,893,493	-	14,111	-
12月末日	276,672,833	-	14,019	-
2026年 1月末日	284,483,930	-	14,050	-
2月末日	281,972,223	-	14,520	-

3月末日	269,814,955	-	13,885	-
4月末日	278,451,053	-	14,218	-
5月末日	285,281,431	-	14,428	-
6月末日	279,227,775	-	14,479	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友・ＤＣバランスファンド（安定成長型）

年月日	純資産総額 （円）		1万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第16期（2016年12月15日）	470,354,291	470,354,291	13,929	13,929
第17期（2017年12月15日）	531,244,503	531,244,503	15,086	15,086
第18期（2018年12月17日）	518,003,637	518,003,637	14,166	14,166
第19期（2019年12月16日）	576,417,301	576,417,301	15,013	15,013
第20期（2020年12月15日）	617,253,549	617,253,549	15,589	15,589
第21期（2021年12月15日）	726,112,920	726,112,920	17,261	17,261
第22期（2022年12月15日）	713,825,522	713,825,522	15,838	15,838
第23期（2023年12月15日）	754,496,255	754,496,255	16,934	16,934
第24期（2024年12月16日）	841,981,118	841,981,118	18,610	18,610
第25期（2025年12月15日）	873,843,839	873,843,839	19,904	19,904
2025年 6月末日	842,943,468	-	18,696	-
7月末日	855,056,683	-	19,004	-
8月末日	858,120,775	-	19,140	-
9月末日	862,744,695	-	19,379	-
10月末日	891,433,737	-	20,035	-
11月末日	880,032,532	-	19,954	-
12月末日	869,776,515	-	19,875	-
2026年 1月末日	884,471,606	-	20,118	-
2月末日	892,881,353	-	21,138	-
3月末日	842,206,670	-	19,794	-
4月末日	876,609,175	-	20,678	-
5月末日	897,510,274	-	21,283	-
6月末日	886,855,613	-	21,410	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友・ＤＣバランスファンド（成長型）

年月日	純資産総額 （円）		1万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第16期（2016年12月15日）	257,072,805	257,072,805	14,646	14,646
第17期（2017年12月15日）	276,171,202	276,171,202	16,361	16,361
第18期（2018年12月17日）	291,223,562	291,223,562	15,195	15,195
第19期（2019年12月16日）	315,051,132	315,051,132	16,458	16,458
第20期（2020年12月15日）	352,960,972	352,960,972	17,483	17,483

第21期（2021年12月15日）	390,381,837	390,381,837	20,198	20,198
第22期（2022年12月15日）	384,796,288	384,796,288	18,454	18,454
第23期（2023年12月15日）	441,449,495	441,449,495	20,451	20,451
第24期（2024年12月16日）	529,737,822	529,737,822	23,453	23,453
第25期（2025年12月15日）	586,449,558	586,449,558	26,418	26,418
2025年 6月末日	540,500,334	-	24,009	-
7月末日	555,996,838	-	24,661	-
8月末日	569,572,423	-	24,923	-
9月末日	578,223,078	-	25,365	-
10月末日	597,712,685	-	26,513	-
11月末日	586,123,175	-	26,438	-
12月末日	585,794,239	-	26,393	-
2026年 1月末日	592,940,675	-	26,919	-
2月末日	569,696,766	-	28,646	-
3月末日	519,759,551	-	26,335	-
4月末日	562,231,370	-	28,055	-
5月末日	571,632,595	-	29,247	-
6月末日	578,309,758	-	29,515	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

【分配の推移】

三井住友・ＤＣバランスファンド（安定型）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第16期	2015年12月16日～2016年12月15日	0
第17期	2016年12月16日～2017年12月15日	0
第18期	2017年12月16日～2018年12月17日	0
第19期	2018年12月18日～2019年12月16日	0
第20期	2019年12月17日～2020年12月15日	0
第21期	2020年12月16日～2021年12月15日	0
第22期	2021年12月16日～2022年12月15日	0
第23期	2022年12月16日～2023年12月15日	0
第24期	2023年12月16日～2024年12月16日	0
第25期	2024年12月17日～2025年12月15日	0

三井住友・ＤＣバランスファンド（安定成長型）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第16期	2015年12月16日～2016年12月15日	0
第17期	2016年12月16日～2017年12月15日	0
第18期	2017年12月16日～2018年12月17日	0
第19期	2018年12月18日～2019年12月16日	0
第20期	2019年12月17日～2020年12月15日	0
第21期	2020年12月16日～2021年12月15日	0
第22期	2021年12月16日～2022年12月15日	0

第23期	2022年12月16日～2023年12月15日	0
第24期	2023年12月16日～2024年12月16日	0
第25期	2024年12月17日～2025年12月15日	0

三井住友・ＤＣバランスファンド（成長型）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第16期	2015年12月16日～2016年12月15日	0
第17期	2016年12月16日～2017年12月15日	0
第18期	2017年12月16日～2018年12月17日	0
第19期	2018年12月18日～2019年12月16日	0
第20期	2019年12月17日～2020年12月15日	0
第21期	2020年12月16日～2021年12月15日	0
第22期	2021年12月16日～2022年12月15日	0
第23期	2022年12月16日～2023年12月15日	0
第24期	2023年12月16日～2024年12月16日	0
第25期	2024年12月17日～2025年12月15日	0

【収益率の推移】

三井住友・ＤＣバランスファンド（安定型）

	収益率（％）
第16期	1.6
第17期	4.5
第18期	4.2
第19期	3.9
第20期	2.0
第21期	5.6
第22期	7.5
第23期	2.9
第24期	4.4
第25期	1.5
第26期（中間期）	2.8

（注）収益率とは、計算期間末の分配基準価額から前期末分配基準価額を控除した額を前期末分配基準価額で除したものをいいます。

三井住友・ＤＣバランスファンド（安定成長型）

	収益率（％）
第16期	2.6
第17期	8.3
第18期	6.1
第19期	6.0
第20期	3.8
第21期	10.7

第22期	8.2
第23期	6.9
第24期	9.9
第25期	7.0
第26期（中間期）	6.9

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友・ＤＣバランスファンド（成長型）

	収益率（％）
第16期	3.0
第17期	11.7
第18期	7.1
第19期	8.3
第20期	6.2
第21期	15.5
第22期	8.6
第23期	10.8
第24期	14.7
第25期	12.6
第26期（中間期）	10.5

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

三井住友・ＤＣバランスファンド（安定型）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第16期	16,903,981	13,945,073
第17期	27,169,884	25,105,893
第18期	20,643,253	14,945,350
第19期	29,485,931	14,272,652
第20期	50,212,684	39,851,436
第21期	30,974,151	31,316,907
第22期	19,184,342	19,181,177
第23期	22,709,510	23,922,639
第24期	43,618,871	36,883,298
第25期	43,857,257	46,866,180
第26期（中間期）	19,152,259	19,698,251

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友・ＤＣバランスファンド（安定成長型）

	設定口数（口）	解約口数（口）
--	---------	---------

第16期	29,757,139	19,038,681
第17期	38,264,679	23,802,398
第18期	43,435,774	29,909,672
第19期	43,928,626	25,663,952
第20期	84,381,096	72,367,159
第21期	51,726,104	27,011,845
第22期	54,458,838	24,427,967
第23期	45,733,711	50,886,536
第24期	69,335,650	62,441,712
第25期	50,369,196	63,782,783
第26期（中間期）	26,470,146	47,432,093

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友・ＤＣバランスファンド（成長型）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第16期	21,278,735	12,882,481
第17期	24,011,241	30,733,506
第18期	32,703,031	9,843,884
第19期	23,898,524	24,132,198
第20期	39,447,397	28,981,800
第21期	30,625,816	39,233,950
第22期	28,771,839	13,531,347
第23期	34,812,976	27,478,543
第24期	44,102,602	34,089,912
第25期	41,941,159	45,821,209
第26期（中間期）	16,499,915	42,064,470

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（参考）

（１）投資状況

国内株式マザーファンド（Ａ号）

2026年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
株式	日本	1,717,609,330	98.97
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	17,883,181	1.03
合計（純資産総額）		1,735,492,511	100.00

国内債券マザーファンド（Ｂ号）

2026年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
国債証券	日本	161,873,881,500	44.44
地方債証券	日本	3,047,377,436	0.84

特殊債券	日本	13,706,185,693	3.76
社債券	日本	170,226,021,000	46.73
	アメリカ	8,516,005,000	2.34
	小計	178,742,026,000	49.07
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	6,902,780,040	1.89
合計（純資産総額）		364,272,250,669	100.00

外国株式マザーファンド（Ａ号）

2026年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
株式	アメリカ	7,988,766,827	72.16
	イギリス	398,234,850	3.60
	スイス	397,322,881	3.59
	フランス	386,463,053	3.49
	アイルランド	379,672,306	3.43
	ドイツ	313,302,532	2.83
	スペイン	192,468,470	1.74
	イタリア	182,469,800	1.65
	オランダ	171,699,098	1.55
	カナダ	156,281,321	1.41
	ルクセンブルグ	89,259,743	0.81
	リベリア	72,399,515	0.65
	フィンランド	71,140,288	0.64
	ケイマン諸島	50,086,824	0.45
	オーストラリア	33,197,070	0.30
	小計	10,882,764,578	98.30
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	187,663,096	1.70
合計（純資産総額）		11,070,427,674	100.00

外国債券マザーファンド（Ａ号）

2026年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
国債証券	アメリカ	4,706,678,632	44.69
	フランス	1,060,200,887	10.07
	スペイン	852,179,079	8.09
	中国	808,278,338	7.67
	イギリス	678,047,381	6.44
	ドイツ	639,332,703	6.07
	イタリア	280,468,265	2.66
	メキシコ	160,416,827	1.52
	シンガポール	105,325,444	1.00
	ポーランド	71,320,098	0.68
	カナダ	50,863,550	0.48

	ニュージーランド	42,439,675	0.40
	デンマーク	24,993,526	0.24
	スウェーデン	17,018,239	0.16
	イスラエル	16,993,534	0.16
	ノルウェー	13,859,535	0.13
	小計	9,528,415,713	90.47
地方債証券	カナダ	151,756,569	1.44
特殊債券	オーストラリア	210,578,480	2.00
社債券	イギリス	105,279,060	1.00
	日本	77,141,330	0.73
	小計	182,420,390	1.73
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	459,310,245	4.36
合計（純資産総額）		10,532,481,397	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	-	812,872,906	7.72
為替予約取引	売建	-	523,194,623	4.97

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

国内株式マザーファンド（Ａ号）

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2026年6月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（％）
日本	株式	三菱ＵＦＪ フィナンシャル・グループ	銀行業	28,900	2,659.55	76,861,014	3,207.00	92,682,300	5.34
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	700	32,318.22	22,622,757	77,150.00	54,005,000	3.11
日本	株式	ゆうちょ銀行	銀行業	15,800	2,326.80	36,763,436	3,063.00	48,395,400	2.79
日本	株式	セコム	サービス業	6,700	6,071.39	40,678,312	6,456.00	43,255,200	2.49
日本	株式	沖電気工業	電気機器	12,000	2,168.86	26,026,324	3,495.00	41,940,000	2.42
日本	株式	日立製作所	電気機器	8,900	4,940.07	43,966,585	4,471.00	39,791,900	2.29
日本	株式	大塚ホールディングス	医薬品	3,500	10,822.31	37,878,074	10,805.00	37,817,500	2.18
日本	株式	村田製作所	電気機器	3,300	3,271.00	10,794,300	11,395.00	37,603,500	2.17
日本	株式	サンリオ	卸売業	33,200	1,093.33	36,298,401	1,100.00	36,520,000	2.10
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	400	76,050.92	30,420,368	82,810.00	33,124,000	1.91
日本	株式	めぶきフィナンシャルグループ	銀行業	23,400	1,163.91	27,235,504	1,412.00	33,040,800	1.90
日本	株式	スギホールディングス	小売業	10,400	3,603.67	37,478,189	3,150.00	32,760,000	1.89
日本	株式	キーエンス	電気機器	400	64,032.79	25,613,116	81,060.00	32,424,000	1.87

日本	株式	七十七銀行	銀行業	9,300	2,647.84	24,624,910	3,316.00	30,838,800	1.78
日本	株式	朝日インテック	精密機器	8,100	3,358.82	27,206,420	3,800.00	30,780,000	1.77
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	10,500	3,350.00	35,175,000	2,725.00	28,612,500	1.65
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	3,800	7,788.39	29,595,882	7,202.00	27,367,600	1.58
日本	株式	三菱電機	電気機器	4,600	4,830.93	22,222,282	5,876.00	27,029,600	1.56
日本	株式	キオクシアホールディングス	電気機器	300	22,450.27	6,735,082	89,680.00	26,904,000	1.55
日本	株式	三菱重工業	機械	7,000	4,078.00	28,546,000	3,666.00	25,662,000	1.48
日本	株式	森永乳業	食料品	19,200	986.49	18,940,589	1,267.50	24,336,000	1.40
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	4,700	4,781.64	22,473,695	5,155.00	24,228,500	1.40
日本	株式	KDDI	情報・通信業	8,200	2,743.50	22,496,740	2,745.00	22,509,000	1.30
日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	7,600	1,632.93	12,410,303	2,927.00	22,245,200	1.28
日本	株式	ジーエス・ユアサコーポレーション	電気機器	3,400	7,019.49	23,866,258	6,466.00	21,984,400	1.27
日本	株式	フジクラ	非鉄金属	3,500	2,948.33	10,319,169	6,238.00	21,833,000	1.26
日本	株式	パナソニックホールディングス	電気機器	4,700	2,481.44	11,662,789	4,502.00	21,159,400	1.22
日本	株式	レンゴー	パルプ・紙	14,400	1,372.98	19,770,900	1,417.50	20,412,000	1.18
日本	株式	中国塗料	化学	6,000	4,442.16	26,652,955	3,310.00	19,860,000	1.14
日本	株式	ファナック	電気機器	2,700	6,067.93	16,383,412	7,355.00	19,858,500	1.14

□ 種類別・業種別投資比率

2026年6月30日現在

種類	業種	投資比率（％）
株式（国内）	水産・農林業	0.59
	鉱業	0.36
	建設業	2.54
	食料品	1.40
	パルプ・紙	1.18
	化学	3.71
	医薬品	5.43
	ゴム製品	0.63
	ガラス・土石製品	0.97
	非鉄金属	4.43
	金属製品	0.10
	機械	5.36
	電気機器	28.50
	輸送用機器	2.78
	精密機器	2.56
	その他製品	1.97
	電気・ガス業	0.91

陸運業	1.37
海運業	0.78
情報・通信業	3.80
卸売業	2.35
小売業	5.91
銀行業	13.90
証券、商品先物取引業	0.32
保険業	2.36
その他金融業	0.14
不動産業	0.07
サービス業	4.55
合 計	98.97

国内債券マザーファンド（Ｂ号）

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2026年6月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単 価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債 証券	4 8 5 2 年国債	44,300,000,000	99.98	44,289,667,000	100.08	44,337,212,000	1.400	2028/06/01	12.17
日本	国債 証券	4 8 3 2 年国債	23,800,000,000	100.07	23,817,800,000	100.11	23,826,418,000	1.400	2028/04/01	6.54
日本	社債 券	2 9 三菱 U F J F G 劣 F R	7,300,000,000	100.00	7,300,000,000	100.07	7,304,810,700	2.919	-	2.01
日本	国債 証券	1 9 6 2 0 年国債	7,130,000,000	98.04	6,990,094,700	97.08	6,921,590,100	3.400	2046/03/20	1.90
日本	国債 証券	4 8 0 2 年国債	5,900,000,000	99.80	5,888,200,000	99.71	5,883,008,000	1.100	2028/01/01	1.62
日本	社債 券	2 6 三井住 友 F G 劣 F R	5,300,000,000	100.00	5,300,000,000	100.21	5,311,140,600	3.043	-	1.46
日本	国債 証券	1 9 5 2 0 年国債	4,860,000,000	98.67	4,795,406,800	94.50	4,592,748,600	3.200	2045/12/20	1.26
アメ リカ	社債 券	ALPHABET INC	4,500,000,000	100.00	4,500,000,000	100.23	4,510,485,000	1.965	2029/05/16	1.24
日本	国債 証券	1 7 3 2 0 年国債	6,320,000,000	73.45	4,642,137,200	68.78	4,347,148,800	0.400	2040/06/20	1.19
日本	国債 証券	6 7 3 0 年国債	8,300,000,000	55.21	4,582,510,000	49.67	4,122,693,000	0.600	2050/06/20	1.13
日本	社債 券	3 7 東京 建物	4,200,000,000	98.30	4,128,780,600	95.71	4,019,988,000	2.677	2036/02/27	1.10
日本	社債 券	1 3 日本 製鉄	4,000,000,000	100.00	4,000,000,000	100.14	4,005,560,000	2.014	2029/06/15	1.10
アメ リカ	社債 券	BERKSHIRE HATHAWAY INC	4,000,000,000	100.00	4,000,000,000	100.14	4,005,520,000	2.077	2029/04/25	1.10
日本	国債 証券	1 8 6 2 0 年国債	5,280,000,000	80.40	4,245,097,400	74.85	3,952,080,000	1.500	2043/09/20	1.08

日本	国債証券	4 8 4 2 年国債	3,800,000,000	100.07	3,802,490,000	100.10	3,803,724,000	1.400	2028/05/01	1.04
日本	国債証券	8 2 3 0 年国債	5,550,000,000	70.32	3,902,821,500	64.24	3,565,431,000	1.800	2054/03/20	0.98
日本	社債券	1 1 5 トヨタファイナンス	3,700,000,000	97.48	3,606,630,500	95.90	3,548,115,000	1.708	2032/10/15	0.97
日本	社債券	2 武田薬品劣後ＦＲ	3,600,000,000	98.20	3,535,329,600	98.22	3,536,046,000	1.934	2084/06/25	0.97
日本	社債券	6 日本製鉄劣後ＦＲ	3,700,000,000	92.22	3,411,999,400	91.76	3,395,142,200	2.328	2064/06/13	0.93
日本	国債証券	8 8 3 0 年国債	3,810,000,000	96.41	3,673,221,000	87.80	3,345,218,100	3.200	2055/09/20	0.92
日本	社債券	2 4 三井住友ＦＧ劣後ＦＲ	3,400,000,000	100.11	3,403,787,600	97.99	3,331,547,800	2.500	-	0.91
日本	国債証券	1 8 3 2 0 年国債	4,400,000,000	80.83	3,556,520,000	75.04	3,301,760,000	1.400	2042/12/20	0.91
日本	社債券	7 2 アイフル	3,200,000,000	100.00	3,200,000,000	100.10	3,203,168,000	2.140	2029/06/12	0.88
日本	社債券	3 1 商船三井	3,200,000,000	98.26	3,144,368,000	97.42	3,117,440,000	1.736	2030/09/04	0.86
日本	社債券	1 3 日本航空	3,500,000,000	89.59	3,135,755,000	87.56	3,064,495,000	1.634	2034/05/23	0.84
日本	国債証券	4 8 1 2 年国債	3,000,000,000	100.14	3,004,170,000	99.98	2,999,520,000	1.300	2028/02/01	0.82
日本	社債券	2 5 みずほＦＧ劣後ＦＲ	3,000,000,000	100.00	3,000,000,000	99.09	2,972,616,000	2.741	-	0.82
日本	社債券	1 7 みずほＦＧ劣後ＦＲ	3,000,000,000	98.63	2,959,008,000	98.62	2,958,666,000	1.966	-	0.81
日本	社債券	9 3 小田急電鉄	2,900,000,000	98.94	2,869,303,500	96.91	2,810,477,000	1.949	2032/12/10	0.77
日本	社債券	8 9 東京電力ＰＧ	2,800,000,000	100.00	2,800,000,000	98.62	2,761,444,000	3.519	2036/04/21	0.76

□ 種類別投資比率

2026年6月30日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	44.44
地方債証券	0.84
特殊債券	3.76
社債券	49.07
合 計	98.11

外国株式マザーファンド（Ａ号）

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2026年6月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・ 半導体製 造装置	20,113	28,421.50	571,641,585	31,661.18	636,801,279	5.75
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディ ア・娯楽	7,975	50,225.60	400,549,184	57,429.22	457,998,057	4.14
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディ ア・娯楽	7,884	50,425.34	397,553,402	57,044.36	449,737,727	4.06
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	1,887	166,857.35	314,859,817	199,728.33	376,887,363	3.40
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフト ウェア・ サービス	4,516	77,708.49	350,931,525	59,852.08	270,292,003	2.44
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費 財・サー ビス流 通・小売 り	6,249	43,490.46	271,771,862	38,996.33	243,688,094	2.20
アメリカ	株式	AMPHENOL CORP- CL A	テクノロ ジー・ ハード ウェアお よび機器	8,275	20,987.28	173,669,771	27,024.94	223,631,409	2.02
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・ 半導体製 造装置	3,512	58,449.03	205,273,002	60,482.16	212,413,330	1.92
アメリカ	株式	KLA CORP	半導体・ 半導体製 造装置	4,400	24,123.72	106,144,385	45,207.75	198,914,109	1.80
アメリカ	株式	DATADOG INC - CLASS A	ソフト ウェア・ サービス	4,688	23,708.94	111,147,510	40,365.28	189,232,443	1.71
ドイツ	株式	INFINEON TECHNOLOGIES AG	半導体・ 半導体製 造装置	12,722	7,940.34	101,017,038	14,501.78	184,491,696	1.67
オランダ	株式	ING GROEP NV	銀行	34,007	4,300.12	146,234,180	5,048.93	171,699,098	1.55
アメリカ	株式	WILLIAMS COS INC	エネル ギー	14,002	9,701.18	135,835,902	12,188.99	170,670,285	1.54
アメリカ	株式	ARISTA NETWORKS INC	テクノロ ジー・ ハード ウェアお よび機器	5,940	20,259.78	120,343,071	26,648.20	158,290,302	1.43
アメリカ	株式	QUANTA SERVICES INC	資本財	1,361	71,144.68	96,827,913	116,019.54	157,902,587	1.43

アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	16,603	8,954.18	148,666,326	9,399.13	156,053,808	1.41
アメリカ	株式	CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	ソフト ウェア・ サービス	1,252	81,971.22	102,627,972	120,641.15	151,042,725	1.36
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	2,730	51,724.46	141,207,783	53,489.64	146,026,722	1.32
アイル ランド	株式	TRANE TECHNOLOGIES PLC	資本財	1,829	63,525.34	116,187,854	78,004.04	142,669,382	1.29
アメリカ	株式	SYNOPSIS INC	ソフト ウェア・ サービス	1,960	75,234.65	147,459,912	72,630.55	142,355,880	1.29
アメリカ	株式	SERVICENOW INC	ソフト ウェア・ サービス	8,532	24,707.08	210,800,800	16,234.13	138,509,582	1.25
アメリカ	株式	VERTIV HOLDINGS CO-A	資本財	2,737	26,188.64	71,678,294	49,848.86	136,436,325	1.23
アメリカ	株式	FORTINET INC	ソフト ウェア・ サービス	5,343	13,351.71	71,338,164	25,238.65	134,850,127	1.22
フランス	株式	SAFRAN SA	資本財	2,154	53,992.46	116,299,748	62,370.28	134,345,572	1.21
アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノロ ジー・ ハード ウェアお よび機器	6,949	14,455.48	100,451,118	19,113.30	132,818,342	1.20
アメリカ	株式	TKO GROUP HOLDINGS INC	メディ ア・娯楽	3,860	33,845.32	130,642,949	34,364.97	132,648,791	1.20
アメリカ	株式	COMFORT SYSTEMS USA INC	資本財	416	157,185.40	65,389,126	316,447.77	131,642,271	1.19
イタリア	株式	PRYSMIAN SPA	資本財	4,875	15,845.38	77,246,225	26,829.41	130,793,385	1.18
アメリカ	株式	AMERICAN EXPRESS CO	金融サー ビス	2,348	62,123.92	145,866,960	55,355.50	129,974,721	1.17
アメリカ	株式	PARKER HANNIFIN CORP	資本財	830	143,694.04	119,266,052	156,509.86	129,903,182	1.17

□ 種類別・業種別投資比率

2026年6月30日現在

種類	業種	投資比率（％）
株式（外国）	エネルギー	2.76
	素材	1.94
	資本財	15.68
	消費者サービス	1.61
	一般消費財・サービス流通・小売り	3.02
	食品・飲料・タバコ	1.92
	ヘルスケア機器・サービス	2.56
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイ エンス	10.02

	銀行	5.50
	金融サービス	8.23
	保険	0.74
	ソフトウェア・サービス	10.25
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8.95
	半導体・半導体製造装置	11.13
	公益事業	3.78
	メディア・娯楽	10.20
合 計		98.30

外国債券マザーファンド（Ａ号）

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2026年6月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	8,070,000	16,207.00	1,307,904,615	16,015.71	1,292,468,099	3.500	2028/11/15	12.27
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,320,000	16,275.43	865,852,866	16,262.71	865,176,115	4.250	2026/11/30	8.21
ドイ ツ	国債 証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,070,000	18,136.28	375,420,920	18,392.10	380,716,369	2.600	2033/08/15	3.61
スベ イン	国債 証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,920,000	19,155.55	367,786,594	18,975.39	364,327,518	3.500	2029/05/31	3.46
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,910,000	16,074.01	307,013,624	15,980.80	305,233,278	3.750	2031/01/31	2.90
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,610,000	15,784.74	254,134,390	15,963.59	257,013,743	4.750	2056/02/15	2.44
イギ リス	国債 証券	UK GILT	1,190,000	21,911.84	260,750,899	21,558.12	256,541,596	4.750	2035/10/22	2.44
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,640,000	15,604.73	255,917,513	15,630.52	256,340,604	4.500	2044/02/15	2.43
フラ ンス	国債 証券	FRANCE OAT.	1,370,000	18,489.87	253,311,265	18,491.44	253,332,765	3.500	2035/11/25	2.41
オー スト ラリ ア	特殊 債券	TREASURY CORP VICTORIA	1,950,000	10,863.27	211,833,697	10,798.90	210,578,480	5.250	2038/09/15	2.00
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,120,000	16,430.46	184,021,127	16,173.23	181,140,198	4.000	2030/03/31	1.72
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,020,000	16,389.34	167,171,243	16,033.41	163,540,825	4.000	2033/01/31	1.55
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,020,000	16,181.84	165,054,754	15,945.24	162,641,412	4.000	2034/02/15	1.54
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	990,000	16,198.40	160,364,184	15,916.01	157,568,462	3.625	2030/10/31	1.50
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	970,000	16,444.82	159,514,738	16,201.49	157,154,432	4.125	2032/02/29	1.49
カナ ダ	地方 債券	ONTARIO (PROVINCE OF)	1,270,000	11,864.75	150,682,337	11,949.34	151,756,569	4.650	2041/06/02	1.44

イギリス	国債証券	UK GILT	710,000	21,476.61	152,483,955	21,264.57	150,978,476	4.500	2035/03/07	1.43
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	720,000	19,071.40	137,314,100	18,951.85	136,453,335	3.500	2031/02/15	1.30
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	740,000	18,510.90	136,980,693	18,339.83	135,714,715	2.700	2031/02/25	1.29
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	850,000	15,786.22	134,182,861	15,825.07	134,513,077	3.750	2032/10/31	1.28
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	680,000	18,656.40	126,863,548	18,704.97	127,193,768	3.250	2034/04/30	1.21
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	5,250,000	2,404.59	126,240,761	2,400.24	126,012,390	2.040	2027/02/25	1.20
ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	650,000	17,979.49	116,866,715	18,200.26	118,301,676	2.600	2035/08/15	1.12
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	720,000	15,541.23	111,896,832	15,777.92	113,601,015	0.000	2031/11/25	1.08
イギリス	国債証券	UK GILT	530,000	20,098.57	106,522,436	20,068.47	106,362,869	4.375	2040/01/31	1.01
イギリス	社債券	HSBC HOLDINGS PLC	650,000	16,146.24	104,950,578	16,196.78	105,279,060	4.711	2030/05/12	1.00
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	620,000	16,362.70	101,448,712	16,187.52	100,362,638	4.125	2032/05/31	0.95
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	530,000	19,297.34	102,275,926	18,923.12	100,292,551	4.000	2038/10/25	0.95
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	820,000	12,170.97	99,801,938	12,198.90	100,030,973	3.000	2047/05/15	0.95
ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	550,000	16,802.35	92,412,915	17,266.46	94,965,555	2.600	2041/05/15	0.90

□ 種類別投資比率

2026年6月30日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	90.47
地方債証券	1.44
特殊債券	2.00
社債券	1.73
合 計	95.64

投資不動産物件

国内株式マザーファンド（Ａ号）

該当事項はありません。

国内債券マザーファンド（Ｂ号）

該当事項はありません。

外国株式マザーファンド（Ａ号）

該当事項はありません。

外国債券マザーファンド（Ａ号）

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

国内株式マザーファンド（Ａ号）

該当事項はありません。

国内債券マザーファンド（Ｂ号）

該当事項はありません。

外国株式マザーファンド（Ａ号）

該当事項はありません。

外国債券マザーファンド（Ａ号）

2026年6月30日現在

種類	資産の名称	買建 / 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	オフショア・人民元	買建	27,416,000.00	646,663,111	653,219,099	6.20
	ユーロ	買建	600,000.00	111,064,758	110,895,419	1.05
	アメリカ・ドル	買建	170,000.00	26,985,742	27,444,749	0.26
	イスラエル・シケル	買建	242,000.00	13,238,172	13,088,715	0.12
	カナダ・ドル	買建	43,000.00	4,929,873	4,895,648	0.05
	ノルウェー・クローネ	買建	201,000.00	3,409,502	3,262,571	0.03
	スウェーデン・クローナ	買建	4,000.00	68,003	66,705	0.00
	イギリス・ポンド	売建	1,100,000.00	234,443,902	235,146,230	2.23
	アメリカ・ドル	売建	902,000.00	143,208,041	145,618,609	1.38
	メキシコ・ペソ	売建	8,963,000.00	81,694,697	82,144,998	0.78
	シンガポール・ドル	売建	155,000.00	19,276,931	19,439,371	0.18
	ニュージーランド・ドル	売建	163,000.00	15,223,383	14,884,948	0.14
	オーストラリア・ドル	売建	127,000.00	14,342,710	14,065,123	0.13
	ポーランド・ズロチ	売建	159,000.00	6,918,582	6,821,799	0.06
	デンマーク・クローネ	売建	205,000.00	5,082,587	5,073,545	0.05

（注）日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

参考情報

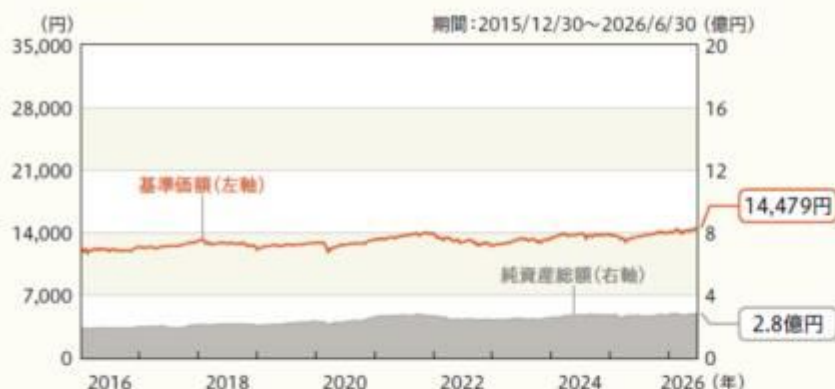
基準日:2026年6月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

分配の推移

■(安定型)



決算期	分配金
2025年12月	0円
2024年12月	0円
2023年12月	0円
2022年12月	0円
2021年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

■(安定成長型)



決算期	分配金
2025年12月	0円
2024年12月	0円
2023年12月	0円
2022年12月	0円
2021年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

■(成長型)



決算期	分配金
2025年12月	0円
2024年12月	0円
2023年12月	0円
2022年12月	0円
2021年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

主要な資産の状況

■(安定型)

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	92.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		7.95
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内債券マザーファンド(B号)	53.78
日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド(A号)	16.59
日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド(A号)	13.04
日本	親投資信託受益証券	外国株式マザーファンド(A号)	8.65

■(安定成長型)

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	91.34
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		8.66
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内債券マザーファンド(B号)	36.86
日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド(A号)	30.06
日本	親投資信託受益証券	外国株式マザーファンド(A号)	15.33
日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド(A号)	9.09

■(成長型)

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	92.37
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		7.63
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド(A号)	42.53
日本	親投資信託受益証券	外国株式マザーファンド(A号)	22.90
日本	親投資信託受益証券	国内債券マザーファンド(B号)	20.88
日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド(A号)	6.05

■国内株式マザーファンド(A号)

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	日本	98.97
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.03
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	5.34
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	3.11
日本	株式	ゆうちょ銀行	銀行業	2.79
日本	株式	セコム	サービス業	2.49
日本	株式	沖電気工業	電気機器	2.42
日本	株式	日立製作所	電気機器	2.29
日本	株式	大塚ホールディングス	医薬品	2.18
日本	株式	村田製作所	電気機器	2.17
日本	株式	サンリオ	卸売業	2.10
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	1.91

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■国内債券マザーファンド（Ｂ号）

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
社債券	日本	46.73
	アメリカ	2.34
国債証券	日本	44.44
特殊債券	日本	3.76
地方債証券	日本	0.84
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.89
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	485 2年国債	1.400	2028/06/01	12.17
日本	国債証券	483 2年国債	1.400	2028/04/01	6.54
日本	社債券	29 三菱UFJFG劣FR	2.919	—	2.01
日本	国債証券	196 20年国債	3.400	2046/03/20	1.90
日本	国債証券	480 2年国債	1.100	2028/01/01	1.62
日本	社債券	26三井住友FG劣FR	3.043	—	1.46
日本	国債証券	195 20年国債	3.200	2045/12/20	1.26
アメリカ	社債券	ALPHABET INC	1.965	2029/05/16	1.24
日本	国債証券	173 20年国債	0.400	2040/06/20	1.19
日本	国債証券	67 30年国債	0.600	2050/06/20	1.13

■外国株式マザーファンド（Ａ号）

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	アメリカ	72.16
	イギリス	3.60
	スイス	3.59
	フランス	3.49
	アイルランド	3.43
	ドイツ	2.83
	スペイン	1.74
	その他	7.47
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.70
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	5.75
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	4.14
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	4.06
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.40
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	2.44
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	2.20
アメリカ	株式	AMPHENOL CORP-CL A	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.02
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	1.92
アメリカ	株式	KLA CORP	半導体・半導体製造装置	1.80
アメリカ	株式	DATADOG INC - CLASS A	ソフトウェア・サービス	1.71

■外国債券マザーファンド（Ａ号）

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	アメリカ	44.69
	フランス	10.07
	スペイン	8.09
	中国	7.67
	その他	19.95
特殊債券	オーストラリア	2.00
社債券	イギリス・その他	1.73
地方債証券	カナダ	1.44
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4.36
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.500	2028/11/15	12.27
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.250	2026/11/30	8.21
ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2.600	2033/08/15	3.61
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3.500	2029/05/31	3.46
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.750	2031/01/31	2.90
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.750	2056/02/15	2.44
イギリス	国債証券	UK GILT	4.750	2035/10/22	2.44
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.500	2044/02/15	2.43
フランス	国債証券	FRANCE OAT	3.500	2035/11/25	2.41
オーストラリア	特殊債券	TREASURY CORP VICTORIA	5.250	2038/09/15	2.00

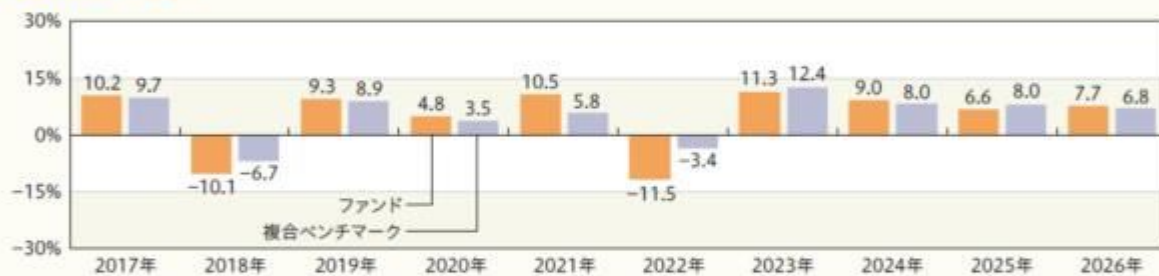
※比率は、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

■(安定型)



■(安定成長型)



■(成長型)



※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※2026年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※複合ベンチマークの情報は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

(イ) ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。販売会社によっては、「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること）による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(ロ) 原則として午後3時30分までに、取得申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させ

ていただく場合があります。

- (ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

- (ニ) 定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

ありません。

二 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

２【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後３時30分までに、解約請求のお申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して５営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせくださ

い。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。

投資対象とする親投資信託受益証券は、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

< 主要投資対象の評価方法 >

主要投資対象	有価証券等の評価方法
株式、投資証券、債券等	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場で評価します。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価します。
市場デリバティブ取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、それぞれ「ＤＣ安定」、「ＤＣ安成」、「ＤＣ成長」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（２）【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2001年10月４日から下記「（５）その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

（４）【計算期間】

毎年12月16日から翌年12月15日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

イ 信託の終了

（イ）信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 上記c～eまでの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記cの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

（二）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会

社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。

- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

（イ）収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
 - b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払われます。
- ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（ロ）償還金

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払われます。

ハ 信託約款の変更

- （イ）委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- （ロ）委託会社は、上記（イ）の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- （ハ）上記（ロ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- （ニ）上記（ハ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、（イ）の信託約款の変更をしません。
- （ホ）委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

二 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の３ヵ月前に当事者のいずれから、何らの意思表示もない場合は、自動的に１年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用報告書（運用状況に係る情報）

委託会社は毎決算時および償還時に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、受益者に対し、原則として販売会社を通じて、書面交付または電磁的方法のいずれかの方法で提供されます。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（<https://www.smd-am.co.jp>）に掲載されますが、受益者から請求があった場合には書面交付されます。

４【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

二 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に関する異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となる場合は、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

- １．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- ２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期（2024年12月17日から2025年12月15日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

【三井住友・ＤＣバランスファンド（安定型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第24期 （2024年12月16日現在）	第25期 （2025年12月15日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	46,250	99,528
コール・ローン	7,761,630	12,377,454
親投資信託受益証券	272,065,460	268,052,111
未収入金	555,640	-
流動資産合計	280,428,980	280,529,093
資産合計	280,428,980	280,529,093
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	481,539	66,948
未払金	-	603,902
未払解約金	90,174	-
未払受託者報酬	151,876	150,142
未払委託者報酬	1,974,856	1,952,358
その他未払費用	6,747	6,665
流動負債合計	2,705,192	2,780,015
負債合計	2,705,192	2,780,015
純資産の部		
元本等		
元本	200,770,667	197,761,744
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	76,953,121	79,987,334
（分配準備積立金）	28,049,177	25,373,194
元本等合計	277,723,788	277,749,078
純資産合計	277,723,788	277,749,078
負債純資産合計	280,428,980	280,529,093

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第24期 自 2023年12月16日 至 2024年12月16日	第25期 自 2024年12月17日 至 2025年12月15日
営業収益		
受取利息	13,862	63,095
有価証券売買等損益	19,368,450	11,952,186
為替差損益	3,871,581	3,506,006
営業収益合計	15,510,731	8,509,275
営業費用		
支払利息	549	-
受託者報酬	300,703	299,565
委託者報酬	3,910,318	3,895,406
その他費用	23,522	25,255
営業費用合計	4,235,092	4,220,226
営業利益又は営業損失（ ）	11,275,639	4,289,049
経常利益又は経常損失（ ）	11,275,639	4,289,049
当期純利益又は当期純損失（ ）	11,275,639	4,289,049
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,592,125	797,305
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	63,155,023	76,953,121
剰余金増加額又は欠損金減少額	16,300,154	15,737,259
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	16,300,154	15,737,259
剰余金減少額又は欠損金増加額	12,185,570	17,789,400
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	12,185,570	17,789,400
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	76,953,121	79,987,334

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第25期
	自 2024年12月17日 至 2025年12月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、2024年12月17日から2025年12月15日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第24期	第25期
	(2024年12月16日現在)	(2025年12月15日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	200,770,667口	197,761,744口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.3833円 (1万口当たりの純資産額13,833円)	1口当たり純資産額 1.4045円 (1万口当たりの純資産額14,045円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第24期	第25期
	自 2023年12月16日 至 2024年12月16日	自 2024年12月17日 至 2025年12月15日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,279,956円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（74,008,060円）、および分配準備積立金（25,769,221円）より、分配対象収益は102,057,237円（1万口当たり5,083.27円）ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,209,353円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（959,135円）、収益調整金（78,385,301円）、および分配準備積立金（22,204,706円）より、分配対象収益は103,758,495円（1万口当たり5,246.64円）ですが、分配を行っておりません。
----------	--	--

（金融商品に関する注記）

．金融商品の状況に関する事項

項 目	第25期 自 2024年12月17日 至 2025年12月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３． 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第25期 (2025年12月15日現在)
１． 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第24期（自 2023年12月16日 至 2024年12月16日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	14,092,678円
合計	14,092,678円

第25期（自 2024年12月17日 至 2025年12月15日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	10,927,936円
合計	10,927,936円

（デリバティブ取引に関する注記）

第24期（2024年12月16日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカ・ドル	22,353,949	-	22,673,688	319,739
	ユーロ	12,587,962	-	12,749,762	161,800
	小計	34,941,911	-	35,423,450	481,539
合 計		34,941,911	-	35,423,450	481,539

第25期（2025年12月15日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカ・ドル	22,201,851	-	22,232,681	30,830
	ユーロ	9,283,377	-	9,319,495	36,118
	小計	31,485,228	-	31,552,176	66,948
合 計		31,485,228	-	31,552,176	66,948

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートをを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第25期 自 2024年12月17日 至 2025年12月15日	
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	

（その他の注記）

項 目	第24期 (2024年12月16日現在)	第25期 (2025年12月15日現在)
期首元本額	194,035,094円	200,770,667円
期中追加設定元本額	43,618,871円	43,857,257円
期中一部解約元本額	36,883,298円	46,866,180円

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益 証券	国内株式マザーファンド（Ａ号）	17,233,792	54,438,102	
	外国株式マザーファンド（Ａ号）	4,159,231	31,529,466	
	外国債券マザーファンド（Ａ号）	8,394,393	31,882,744	
	国内債券マザーファンド（Ｂ号）	118,971,722	150,201,799	
	親投資信託受益証券 小計		268,052,111	
合 計			268,052,111	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

【三井住友・ＤＣバランスファンド（安定成長型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第24期 （2024年12月16日現在）	第25期 （2025年12月15日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	168,503	247,496
コール・ローン	28,277,940	30,779,085
親投資信託受益証券	819,992,571	851,812,622
未収入金	1,850,184	1,140,000
流動資産合計	850,289,198	883,979,203
資産合計	850,289,198	883,979,203
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,705,914	225,429
未払金	-	2,165,055
未払解約金	279,251	1,128,253
未払受託者報酬	450,163	471,072
未払委託者報酬	5,852,578	6,124,450
その他未払費用	20,174	21,105
流動負債合計	8,308,080	10,135,364
負債合計	8,308,080	10,135,364
純資産の部		
元本等		
元本	452,437,146	439,023,559
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	389,543,972	434,820,280
（分配準備積立金）	192,581,592	223,396,259
元本等合計	841,981,118	873,843,839
純資産合計	841,981,118	873,843,839
負債純資産合計	850,289,198	883,979,203

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第24期 自 2023年12月16日 至 2024年12月16日	第25期 自 2024年12月17日 至 2025年12月15日
営業収益		
受取利息	40,870	194,723
有価証券売買等損益	102,051,636	82,460,051
為替差損益	13,362,580	12,149,077
営業収益合計	88,729,926	70,505,697
営業費用		
支払利息	1,731	-
受託者報酬	901,704	915,030
委託者報酬	11,723,112	11,896,324
その他費用	51,316	53,633
営業費用合計	12,677,863	12,864,987
営業利益又は営業損失（ ）	76,052,063	57,640,710
経常利益又は経常損失（ ）	76,052,063	57,640,710
当期純利益又は当期純損失（ ）	76,052,063	57,640,710
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	8,017,781	1,165,355
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	308,953,047	389,543,972
剰余金増加額又は欠損金減少額	56,332,233	43,651,196
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	56,332,233	43,651,196
剰余金減少額又は欠損金増加額	43,775,590	54,850,243
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	43,775,590	54,850,243
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	389,543,972	434,820,280

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第25期	
	自 2024年12月17日 至 2025年12月15日	
１． 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。	
２． デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。	
３． その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、2024年12月17日から2025年12月15日までとなっております。	

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	第24期	第25期
	（ 2024年12月16日現在 ）	（ 2025年12月15日現在 ）
１． 当計算期間の末日における受益権の総数	452,437,146口	439,023,559口
２． １単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額 1.8610円 （ １万口当たりの純資産額18,610円 ）	１口当たり純資産額 1.9904円 （ １万口当たりの純資産額19,904円 ）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	第24期	第25期
	自 2023年12月16日 至 2024年12月16日	自 2024年12月17日 至 2025年12月15日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,289,824円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（47,790,363円）、収益調整金（271,583,266円）、および分配準備積立金（135,501,405円）より、分配対象収益は464,164,858円（1万口当たり10,259.21円）であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（10,430,563円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（46,044,792円）、収益調整金（283,574,363円）、および分配準備積立金（166,920,904円）より、分配対象収益は506,970,622円（1万口当たり11,547.69円）であります。分配を行っておりません。
----------	--	---

（金融商品に関する注記）

．金融商品の状況に関する事項

項 目	第25期 自 2024年12月17日 至 2025年12月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３． 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第25期 (2025年12月15日現在)
１． 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第24期（自 2023年12月16日 至 2024年12月16日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	80,511,409円
合計	80,511,409円

第25期（自 2024年12月17日 至 2025年12月15日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	75,218,318円
合計	75,218,318円

（デリバティブ取引に関する注記）

第24期（2024年12月16日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以 外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカ・ドル	85,186,672	-	86,405,138	1,218,466
	ユーロ	37,923,229	-	38,410,677	487,448
	小計	123,109,901	-	124,815,815	1,705,914
合 計		123,109,901	-	124,815,815	1,705,914

第25期（2025年12月15日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカ・ドル	95,017,712	-	95,149,659	131,947
	ユーロ	24,027,564	-	24,121,046	93,482
	小計	119,045,276	-	119,270,705	225,429
合 計		119,045,276	-	119,270,705	225,429

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートをを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第25期 自 2024年12月17日 至 2025年12月15日	
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	

（その他の注記）

項 目	第24期 (2024年12月16日現在)	第25期 (2025年12月15日現在)
期首元本額	445,543,208円	452,437,146円
期中追加設定元本額	69,335,650円	50,369,196円
期中一部解約元本額	62,441,712円	63,782,783円

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益 証券	国内株式マザーファンド（Ａ号）	94,708,474	299,165,127	
	外国株式マザーファンド（Ａ号）	21,785,486	165,147,055	
	外国債券マザーファンド（Ａ号）	16,338,727	62,056,119	
	国内債券マザーファンド（Ｂ号）	257,777,680	325,444,321	
	親投資信託受益証券 小計		851,812,622	
合 計			851,812,622	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

【三井住友・ＤＣバランスファンド（成長型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第24期 （2024年12月16日現在）	第25期 （2025年12月15日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	122,001	206,009
コール・ローン	20,474,099	25,619,694
親投資信託受益証券	513,160,731	566,723,799
未収入金	1,107,616	580,000
流動資産合計	534,864,447	593,129,502
資産合計	534,864,447	593,129,502
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,263,684	166,025
未払金	-	1,564,310
未払解約金	1,353	572,035
未払受託者報酬	274,920	311,648
未払委託者報酬	3,574,382	4,051,988
その他未払費用	12,286	13,938
流動負債合計	5,126,625	6,679,944
負債合計	5,126,625	6,679,944
純資産の部		
元本等		
元本	225,868,365	221,988,315
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	303,869,457	364,461,243
（分配準備積立金）	148,071,509	183,431,026
元本等合計	529,737,822	586,449,558
純資産合計	529,737,822	586,449,558
負債純資産合計	534,864,447	593,129,502

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第24期 自 2023年12月16日 至 2024年12月16日	第25期 自 2024年12月17日 至 2025年12月15日
営業収益		
受取利息	25,120	123,979
有価証券売買等損益	84,078,732	83,883,068
為替差損益	11,085,400	8,664,128
営業収益合計	73,018,452	75,342,919
営業費用		
支払利息	992	-
受託者報酬	539,665	592,398
委託者報酬	7,016,569	7,702,239
その他費用	34,738	38,900
営業費用合計	7,591,964	8,333,537
営業利益又は営業損失（ ）	65,426,488	67,009,382
経常利益又は経常損失（ ）	65,426,488	67,009,382
当期純利益又は当期純損失（ ）	65,426,488	67,009,382
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	7,134,199	4,387,158
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	225,593,820	303,869,457
剰余金増加額又は欠損金減少額	56,013,875	59,716,604
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	56,013,875	59,716,604
剰余金減少額又は欠損金増加額	36,030,527	61,747,042
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	36,030,527	61,747,042
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	303,869,457	364,461,243

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第25期
	自 2024年12月17日 至 2025年12月15日
１． 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２． デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
３． その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、2024年12月17日から2025年12月15日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	第24期 (2024年12月16日現在)	第25期 (2025年12月15日現在)
１． 当計算期間の末日における受益権の総数	225,868,365口	221,988,315口
２． １単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額 2.3453円 (１万口当たりの純資産額23,453円)	１口当たり純資産額 2.6418円 (１万口当たりの純資産額26,418円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	第24期 自 2023年12月16日 至 2024年12月16日	第25期 自 2024年12月17日 至 2025年12月15日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,401,800円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（51,890,489円）、収益調整金（202,103,259円）、および分配準備積立金（89,779,220円）より、分配対象収益は350,174,768円（1万口当たり15,503.49円）であります、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,643,821円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（54,978,403円）、収益調整金（223,427,776円）、および分配準備積立金（120,808,802円）より、分配対象収益は406,858,802円（1万口当たり18,327.94円）であります、分配を行っておりません。
----------	---	--

（金融商品に関する注記）

．金融商品の状況に関する事項

項 目	第25期 自 2024年12月17日 至 2025年12月15日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３． 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第25期 (2025年12月15日現在)
１． 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第24期（自 2023年12月16日 至 2024年12月16日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	71,201,677円
合計	71,201,677円

第25期（自 2024年12月17日 至 2025年12月15日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	75,872,375円
合計	75,872,375円

（デリバティブ取引に関する注記）

第24期（2024年12月16日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカ・ドル	68,874,331	-	69,859,473	985,142
	ユーロ	21,670,416	-	21,948,958	278,542
	小計	90,544,747	-	91,808,431	1,263,684
合 計		90,544,747	-	91,808,431	1,263,684

第25期（2025年12月15日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカ・ドル	74,678,953	-	74,782,657	103,704
	ユーロ	16,018,376	-	16,080,697	62,321
	小計	90,697,329	-	90,863,354	166,025
合 計		90,697,329	-	90,863,354	166,025

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートをを用いております。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第25期 自 2024年12月17日 至 2025年12月15日	
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	

（その他の注記）

項 目	第24期 (2024年12月16日現在)	第25期 (2025年12月15日現在)
期首元本額	215,855,675円	225,868,365円
期中追加設定元本額	44,102,602円	41,941,159円
期中一部解約元本額	34,089,912円	45,821,209円

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益 証券	国内株式マザーファンド（Ａ号）	84,951,270	268,344,071	
	外国株式マザーファンド（Ａ号）	19,561,639	148,288,960	
	外国債券マザーファンド（Ａ号）	6,898,326	26,200,531	
	国内債券マザーファンド（Ｂ号）	98,130,881	123,890,237	
	親投資信託受益証券 小計		566,723,799	
合 計			566,723,799	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

（参考）

「三井住友・ＤＣバランスファンド（安定型）」、「三井住友・ＤＣバランスファンド（安定成長型）」および「三井住友・ＤＣバランスファンド（成長型）」は、「国内株式マザーファンド（Ａ号）」、「国内債券マザーファンド（Ｂ号）」、「外国株式マザーファンド（Ａ号）」および「外国債券マザーファンド（Ａ号）」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

国内株式マザーファンド（Ａ号）

（１）貸借対照表

（単位：円）

（2025年12月15日現在）	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	129,029
コール・ローン	16,046,346
株式	1,565,730,290
未収入金	45,082,709
未収配当金	412,050
流動資産合計	1,627,400,424
資産合計	1,627,400,424
負債の部	
流動負債	
未払金	43,327,932
未払解約金	1,920,298
流動負債合計	45,248,230
負債合計	45,248,230
純資産の部	
元本等	
元本	500,876,566
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	1,081,275,628
元本等合計	1,582,152,194
純資産合計	1,582,152,194
負債純資産合計	1,627,400,424

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2024年12月17日 至 2025年12月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。

	(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
--	--

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	(2025年12月15日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	500,876,566口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 3.1588円 (1万口当たりの純資産額31,588円)

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024年12月17日 至 2025年12月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３． 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

．金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025年12月15日現在)
１． 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2024年12月17日 至 2025年12月15日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2025年12月15日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	592,694,167円
同期中における追加設定元本額	105,451,623円
同期中における一部解約元本額	197,269,224円
2025年12月15日現在の元本の内訳	
三井住友・ＤＣバランスファンド（安定型）	17,233,792円
三井住友・ＤＣバランスファンド（安定成長型）	94,708,474円
三井住友・ＤＣバランスファンド（成長型）	84,951,270円
三井住友・ＤＣ国内株式アクティブＳ	301,109,175円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	2,572,446円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ株４０型（適格機関投資家専用）	301,409円
合 計	500,876,566円

（３）附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

（単位：円）

銘 柄	株 数	評価額		備考
		単価	金額	
ニッセイ	13,000	1,227.500	15,957,500	
大成建設	700	14,270.000	9,989,000	
大林組	6,400	3,273.000	20,947,200	
長谷工コーポレーション	4,800	3,075.000	14,760,000	
鹿島建設	1,400	5,869.000	8,216,600	
関電工	2,900	4,925.000	14,282,500	
インフロニア・ホールディングス	1,400	2,083.500	2,916,900	
森永乳業	4,300	3,657.000	15,725,100	
ニチレイ	600	1,894.500	1,136,700	
東洋水産	100	11,270.000	1,127,000	
レゾナック・ホールディングス	2,200	6,337.000	13,941,400	
トクヤマ	3,900	4,183.000	16,313,700	
大阪ソーダ	2,300	2,209.000	5,080,700	
四国化成ホールディングス	2,300	2,789.000	6,414,700	
住友ベークライト	800	5,370.000	4,296,000	
ＵＢＥ	300	2,547.500	764,250	
中国塗料	6,400	4,610.000	29,504,000	
ライオン	7,900	1,654.000	13,066,600	
武田薬品工業	4,100	4,481.000	18,372,100	

中外製薬	1,800	8,514.000	15,325,200
参天製薬	4,100	1,585.000	6,498,500
第一三共	3,300	3,479.000	11,480,700
ペプチドリーム	4,800	1,737.500	8,340,000
サワイグループホールディングス	1,600	2,287.500	3,660,000
東洋炭素	2,100	4,860.000	10,206,000
M A R U W A	100	44,240.000	4,424,000
古河電気工業	1,700	9,436.000	16,041,200
フジクラ	1,300	17,690.000	22,997,000
ディスコ	400	47,700.000	19,080,000
タツモ	1,400	2,003.000	2,804,200
ナブテスコ	3,800	3,906.000	14,842,800
三菱化工機	5,000	3,510.000	17,550,000
荏原製作所	1,100	3,774.000	4,151,400
栗田工業	1,000	6,515.000	6,515,000
ダイフク	2,100	5,063.000	10,632,300
三菱重工業	8,200	4,078.000	33,439,600
イビデン	700	11,890.000	8,323,000
ミネベアミツミ	2,000	3,290.000	6,580,000
日立製作所	9,200	4,914.000	45,208,800
三菱電機	7,200	4,808.000	34,617,600
富士電機	1,700	11,535.000	19,609,500
安川電機	1,300	4,913.000	6,386,900
シンフォニア テクノロジー	900	9,330.000	8,397,000
明電舎	300	5,600.000	1,680,000
K O K U S A I E L E C T R I C	3,100	4,516.000	13,999,600
ダイヘン	200	9,580.000	1,916,000
J V C ケンウッド	3,000	1,206.500	3,619,500
日本電気	4,400	5,492.000	24,164,800
沖電気工業	11,900	1,912.000	22,752,800
ルネサスエレクトロニクス	500	2,162.000	1,081,000
パナソニック ホールディングス	700	2,154.000	1,507,800
ソニーグループ	12,200	4,139.000	50,495,800
T D K	6,600	2,243.500	14,807,100
古野電気	1,100	8,110.000	8,921,000
アドバンテスト	400	19,450.000	7,780,000
ファナック	3,300	6,075.000	20,047,500
村田製作所	8,200	3,271.000	26,822,200
東京エレクトロン	500	31,140.000	15,570,000
川崎重工業	600	11,905.000	7,143,000
トヨタ自動車	18,100	3,350.000	60,635,000
武蔵精密工業	1,100	2,896.000	3,185,600
本田技研工業	8,000	1,609.500	12,876,000
スズキ	8,100	2,324.000	18,824,400
テルモ	600	2,290.000	1,374,000
東京計器	1,600	5,690.000	9,104,000
H O Y A	700	24,070.000	16,849,000
フルヤ金属	1,700	3,245.000	5,516,500

タカラトミー	200	2,758.000	551,600
アシックス	1,300	3,892.000	5,059,600
リンテック	1,500	4,275.000	6,412,500
任天堂	500	11,495.000	5,747,500
九州電力	16,500	1,669.500	27,546,750
メタウォーター	2,300	3,290.000	7,567,000
東日本旅客鉄道	9,100	4,200.000	38,220,000
山九	200	8,678.000	1,735,600
セイノーホールディングス	3,100	2,344.000	7,266,400
ＳＧホールディングス	1,100	1,464.000	1,610,400
日本郵船	2,400	4,980.000	11,952,000
フィクスターズ	800	1,622.000	1,297,600
インターネットイニシアティブ	400	2,816.500	1,126,600
オービック	2,000	4,952.000	9,904,000
ＬＩＮＥヤフー	2,300	416.400	957,720
大塚商会	1,700	3,320.000	5,644,000
ＴＢＳホールディングス	200	5,837.000	1,167,400
スカパーＪＳＡＴホールディングス	10,900	2,138.000	23,304,200
ＮＴＴ	99,600	155.400	15,477,840
ＫＤＤＩ	5,800	2,717.500	15,761,500
ＧＭＯインターネットグループ	4,300	3,880.000	16,684,000
東宝	100	8,437.000	843,700
コナミグループ	800	22,170.000	17,736,000
ソフトバンクグループ	400	16,830.000	6,732,000
円谷フィールズホールディングス	700	1,875.000	1,312,500
丸紅	3,800	4,550.000	17,290,000
サンリオ	1,500	5,139.000	7,708,500
パルグループホールディングス	11,800	2,139.000	25,240,200
サンマルクホールディングス	600	2,677.000	1,606,200
スギホールディングス	12,000	3,735.000	44,820,000
丸井グループ	4,700	3,154.000	14,823,800
めぶきフィナンシャルグループ	26,600	1,073.000	28,541,800
ゆうちょ銀行	15,500	2,091.500	32,418,250
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	34,400	2,558.000	87,995,200
群馬銀行	12,500	1,775.000	22,187,500
七十七銀行	3,900	7,589.000	29,597,100
ふくおかフィナンシャルグループ	3,500	5,070.000	17,745,000
北洋銀行	10,000	846.000	8,460,000
ＳＢＩホールディングス	2,800	3,557.000	9,959,600
野村ホールディングス	8,900	1,286.500	11,449,850
第一生命ホールディングス	6,200	1,294.500	8,025,900
東京海上ホールディングス	500	5,846.000	2,923,000
アコム	5,300	481.600	2,552,480
霞ヶ関キャピタル	400	8,110.000	3,244,000
三井不動産	17,200	1,823.500	31,364,200
カカコム	500	2,237.500	1,118,750
エムスリー	6,600	2,086.000	13,767,600
オリエンタルランド	600	2,866.500	1,719,900

ラウンドワン	2,200	1,094.000	2,406,800	
サイバーエージェント	2,400	1,312.500	3,150,000	
リクルートホールディングス	200	8,620.000	1,724,000	
セコム	300	5,590.000	1,677,000	
合 計	592,600		1,565,730,290	

(b)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

国内債券マザーファンド（Ｂ号）

（１）貸借対照表

（単位：円）

（2025年12月15日現在）

資産の部

流動資産

金銭信託	66,647,122
コール・ローン	8,288,368,177
国債証券	242,464,266,530
地方債証券	3,900,177,500
特殊債券	11,992,827,103
社債券	155,356,069,700
派生商品評価勘定	258,440
未収入金	7,090,291,680
未収利息	1,057,002,113
前払費用	240,734,017
差入委託証拠金	18,763,131

流動資産合計	430,475,405,513
--------	-----------------

資産合計	430,475,405,513
------	-----------------

負債の部

流動負債

前受金	140,000
未払金	8,139,373,500
未払解約金	11,215,749

流動負債合計	8,150,729,249
--------	---------------

負債合計	8,150,729,249
------	---------------

純資産の部

元本等

元本	334,522,617,120
----	-----------------

剰余金

剰余金又は欠損金（ ）	87,802,059,144
-------------	----------------

元本等合計	422,324,676,264
-------	-----------------

純資産合計	422,324,676,264
-------	-----------------

負債純資産合計	430,475,405,513
---------	-----------------

(２) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2024年12月17日 至 2025年12月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025年12月15日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	334,522,617,120口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.2625円 (1万口当たりの純資産額12,625円)

(金融商品に関する注記)

・金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024年12月17日 至 2025年12月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券を組み入れております。

	2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

．金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025年12月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

（2025年12月15日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引	債券先物取引				
	買建				
	長国 先 0803月	1,867,201,560	-	1,867,460,000	258,440
	小計	1,867,201,560	-	1,867,460,000	258,440
合 計		1,867,201,560	-	1,867,460,000	258,440

（注）１．時価の算定方法

債券先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2024年12月17日 至 2025年12月15日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2025年12月15日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	286,365,707,659円
同期中における追加設定元本額	52,539,273,338円
同期中における一部解約元本額	4,382,363,877円
2025年12月15日現在の元本の内訳	
三井住友・年金プラン３０	1,198,618,102円
三井住友・年金プラン５０	1,264,545,312円
三井住友・年金プラン７０	486,285,700円
三井住友・ＤＣバランスファンド（安定型）	118,971,722円

三井住友・ＤＣバランスファンド（安定成長型）	257,777,680円
三井住友・ＤＣバランスファンド（成長型）	98,130,881円
三井住友・ＤＣ国内債券アクティブ	301,079,366円
三井住友・日本債券年金ファンド	4,180,928,771円
ＳＭＡＭ・年金国内債券アクティブファンド（適格機関投資家専用）	1,905,808,710円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	50,609,613円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ株４０型（適格機関投資家専用）	1,299,419円
バランスファンドＶＡ（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	64,285,156円
三井住友／ＦＯＦｓ用日本債Ｆ（適格機関投資家限定）	324,594,276,688円
合 計	334,522,617,120円

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	４７３ ２年国債	400,000,000	399,136,000	
	４７４ ２年国債	4,500,000,000	4,481,190,000	
	４７６ ２年国債	7,920,000,000	7,904,635,200	
	４７７ ２年国債	31,600,000,000	31,580,408,000	
	４７８ ２年国債	24,500,000,000	24,477,215,000	
	４７９ ２年国債	20,900,000,000	20,873,875,000	
	１８０ ５年国債	11,980,000,000	11,824,978,800	
	１８１ ５年国債	4,250,000,000	4,225,350,000	
	１５ ４０年国債	509,000,000	258,210,610	
	１６ ４０年国債	2,080,000,000	1,141,566,400	
	１７ ４０年国債	2,700,000,000	1,944,594,000	
	１８ ４０年国債	900,000,000	814,860,000	
	３６４ １０年国債	9,100,000,000	8,393,112,000	
	３６５ １０年国債	2,300,000,000	2,110,227,000	
	３７０ １０年国債	1,390,000,000	1,278,522,000	
	３７３ １０年国債	4,100,000,000	3,746,334,000	
	３７４ １０年国債	1,500,000,000	1,386,675,000	
	３７９ １０年国債	4,400,000,000	4,242,832,000	
	３８０ １０年国債	6,210,000,000	6,080,148,900	
	３０ ３０年国債	510,000,000	507,674,400	
	４２ ３０年国債	1,170,000,000	990,568,800	
	４５ ３０年国債	3,250,000,000	2,617,030,000	
	４６ ３０年国債	1,130,000,000	904,881,400	
	４８ ３０年国債	1,770,000,000	1,375,962,600	
	５２ ３０年国債	210,000,000	130,481,400	
	５５ ３０年国債	1,700,000,000	1,108,842,000	
	５９ ３０年国債	3,550,000,000	2,185,664,000	
	６０ ３０年国債	4,290,000,000	2,759,757,000	

	6 1	3 0 年国債	350,000,000	211,984,500	
	6 7	3 0 年国債	7,680,000,000	4,283,904,000	
	7 0	3 0 年国債	4,700,000,000	2,624,339,000	
	7 1	3 0 年国債	1,020,000,000	564,692,400	
	7 3	3 0 年国債	200,000,000	109,052,000	
	7 4	3 0 年国債	1,620,000,000	962,458,200	
	7 5	3 0 年国債	3,450,000,000	2,220,075,000	
	7 6	3 0 年国債	2,511,000,000	1,653,242,400	
	7 8	3 0 年国債	1,660,000,000	1,085,855,800	
	8 0	3 0 年国債	1,480,000,000	1,068,560,000	
	8 1	3 0 年国債	1,760,000,000	1,204,385,600	
	8 2	3 0 年国債	4,050,000,000	2,912,517,000	
	8 3	3 0 年国債	2,220,000,000	1,756,752,600	
	8 4	3 0 年国債	1,090,000,000	841,708,900	
	8 5	3 0 年国債	1,000,000,000	808,070,000	
	8 6	3 0 年国債	1,022,000,000	844,836,300	
	8 7	3 0 年国債	1,250,000,000	1,126,250,000	
	8 8	3 0 年国債	7,840,000,000	7,647,606,400	
	1 4 9	2 0 年国債	1,620,000,000	1,580,050,800	
	1 6 0	2 0 年国債	374,000,000	321,640,000	
	1 6 3	2 0 年国債	64,000,000	53,283,840	
	1 6 4	2 0 年国債	6,910,000,000	5,639,803,800	
	1 6 5	2 0 年国債	5,000,000,000	4,050,900,000	
	1 6 7	2 0 年国債	5,830,000,000	4,648,725,400	
	1 6 8	2 0 年国債	3,800,000,000	2,964,076,000	
	1 6 9	2 0 年国債	6,100,000,000	4,650,762,000	
	1 7 0	2 0 年国債	5,800,000,000	4,385,728,000	
	1 7 3	2 0 年国債	6,180,000,000	4,630,550,400	
	1 7 5	2 0 年国債	3,350,000,000	2,510,456,500	
	1 7 8	2 0 年国債	3,200,000,000	2,338,848,000	
	1 8 1	2 0 年国債	1,880,000,000	1,444,084,400	
	1 8 2	2 0 年国債	665,000,000	525,250,250	
	1 8 3	2 0 年国債	4,400,000,000	3,633,652,000	
	1 8 4	2 0 年国債	1,950,000,000	1,521,780,000	
	1 8 5	2 0 年国債	2,800,000,000	2,171,820,000	
	1 8 6	2 0 年国債	4,220,000,000	3,488,505,200	
	1 8 8	2 0 年国債	1,010,000,000	840,713,900	
	1 8 9	2 0 年国債	577,000,000	502,659,320	
	1 9 0	2 0 年国債	149,000,000	127,077,630	
	1 9 2	2 0 年国債	900,000,000	840,240,000	
	1 9 3	2 0 年国債	60,000,000	56,726,400	
	1 9 4	2 0 年国債	8,094,000,000	7,865,911,080	
		国債証券 小計		242,464,266,530	
地方債証券	7 5 9	東京都公債	100,000,000	99,379,800	
	7 6 3	東京都公債	100,000,000	99,207,000	

	1 4 東京都 2 0 年	500,000,000	512,664,500	
	2 8 - 3 埼玉県公債	200,000,000	199,372,200	
	2 8 - 1 0 埼玉県公債	100,000,000	99,024,200	
	4 埼玉県 2 0 年	400,000,000	407,530,400	
	1 5 4 共同発行地方	600,000,000	599,777,400	
	1 5 5 共同発行地方	900,000,000	899,136,000	
	2 9 - 4 横浜市公債	1,000,000,000	984,086,000	
	地方債証券 小計		3,900,177,500	
特殊債券	2 地方公営 2 0 年	250,000,000	257,339,000	
	9 地方公共団 2 0 年	800,000,000	812,454,400	
	F 7 7 地方公共団体	100,000,000	100,477,000	
	F 8 0 地方公共団体	400,000,000	404,064,000	
	F 1 1 6 地方公共団体	100,000,000	100,564,400	
	F 1 3 4 地方公共団体	200,000,000	200,539,000	
	F 1 4 3 地方公共団体	500,000,000	501,720,500	
	F 1 6 3 地方公共団体	100,000,000	99,572,600	
	F 1 7 2 地方公共団体	300,000,000	300,413,100	
	2 地方公共団 1 5 年	500,000,000	497,550,000	
	F 2 2 5 地方公共団体	100,000,000	99,398,100	
	F 2 2 6 地方公共団体	100,000,000	99,159,200	
	F 3 0 3 地方公共団体	100,000,000	96,966,100	
	F 3 0 6 地方公共団体	300,000,000	295,848,600	
	9 1 地方公共団体	400,000,000	396,588,000	
	2 0 公営企業 2 0 年	400,000,000	406,113,200	
	2 4 公営企業 2 0 年	200,000,000	204,906,200	
	4 6 住宅機構 R M B S	28,810,000	29,089,457	
	4 8 住宅機構 R M B S	27,468,000	27,767,401	
	5 0 住宅機構 R M B S	14,448,000	14,518,795	
	5 7 住宅機構 R M B S	19,732,000	19,522,840	
	5 9 住宅機構 R M B S	21,139,000	20,849,395	
	7 1 住宅機構 R M B S	23,701,000	22,774,290	
	8 8 住宅機構 R M B S	64,164,000	59,999,756	
	9 0 住宅機構 R M B S	33,921,000	31,468,511	
	9 1 住宅機構 R M B S	35,036,000	32,317,206	
	1 2 3 住宅機構 R M B S	62,250,000	52,731,975	
	1 2 7 住宅機構 R M B S	64,220,000	53,880,580	
	1 2 8 住宅機構 R M B S	62,454,000	52,505,077	
	1 2 9 住宅機構 R M B S	128,808,000	108,198,720	
	1 3 0 住宅機構 R M B S	321,830,000	269,532,625	
	1 3 3 住宅機構 R M B S	257,716,000	215,424,804	
	1 3 4 住宅機構 R M B S	65,043,000	53,953,168	
	1 3 5 住宅機構 R M B S	64,697,000	53,556,176	
	1 3 6 住宅機構 R M B S	65,992,000	54,925,141	
	1 3 9 住宅機構 R M B S	65,836,000	54,795,302	
	1 4 0 住宅機構 R M B S	656,220,000	541,709,610	

	1 4 1	住宅機構ＲＭＢＳ	672,120,000	551,608,884	
	1 4 2	住宅機構ＲＭＢＳ	203,571,000	166,867,148	
	1 4 3	住宅機構ＲＭＢＳ	135,784,000	111,057,733	
	1 4 6	住宅機構ＲＭＢＳ	418,398,000	338,818,700	
	1 4 7	住宅機構ＲＭＢＳ	348,840,000	281,967,372	
	1 4 8	住宅機構ＲＭＢＳ	706,140,000	567,383,490	
	1 5 2	住宅機構ＲＭＢＳ	366,670,000	298,322,712	
	1 5 3	住宅機構ＲＭＢＳ	146,484,000	119,106,140	
	1 5 4	住宅機構ＲＭＢＳ	222,144,000	179,425,708	
	1 6 4	住宅機構ＲＭＢＳ	78,205,000	62,908,102	
	1 7 8	住宅機構ＲＭＢＳ	81,501,000	66,366,264	
	1 7 9	住宅機構ＲＭＢＳ	82,267,000	66,710,310	
	1 8 8	住宅機構ＲＭＢＳ	341,256,000	288,497,821	
	1 8 9	住宅機構ＲＭＢＳ	258,948,000	218,552,112	
	1 9 0	住宅機構ＲＭＢＳ	1,293,735,000	1,100,709,737	
	1 9 1	住宅機構ＲＭＢＳ	1,108,991,000	931,330,641	
	特殊債券 小計			11,992,827,103	
社債券	1 0 3	東日本高速道	300,000,000	294,291,900	
	9 9	中日本高速道	400,000,000	392,756,400	
	1 0 1	中日本高速道	500,000,000	488,911,500	
	1 0 6	西日本高速道	500,000,000	494,368,000	
	6 5	西日本高速道	500,000,000	495,488,500	
	4 2	大成建設	300,000,000	295,935,600	
	3 6	清水建設	200,000,000	193,473,400	
	3 7	清水建設	300,000,000	291,928,200	
	1 6	長谷工コ - ポ	300,000,000	293,759,100	
	1 8	長谷工コ - ポ	200,000,000	196,196,200	
	1 9	長谷工コ - ポ	400,000,000	391,698,800	
	5 0	鹿島建設	600,000,000	573,037,200	
	5 2	鹿島建設	100,000,000	97,921,300	
	1 2	西松建設	400,000,000	386,144,800	
	1 4	西松建設	1,700,000,000	1,657,724,400	
	1 6	西松建設	1,000,000,000	989,363,000	
	4	大和ハウス劣ＦＲ	900,000,000	869,832,900	
	2	積水ハウス劣後ＦＲ	1,600,000,000	1,577,494,400	
	1	住友生命４劣ローン	900,000,000	888,884,100	
	1 6	アサヒグループＨＤ	100,000,000	99,806,800	
	2 1	アサヒグループＨＤ	500,000,000	484,102,000	
	2 6	麒麟ホールディングス	300,000,000	296,387,100	
	2 8	麒麟ホールディングス	300,000,000	293,892,000	
	3 2	味の素	300,000,000	275,073,900	
	2	日清食品ＨＤ	100,000,000	94,667,800	
	1 8	野村不動産ＨＤ	1,000,000,000	973,859,000	
	2 9	東急不動産ＨＤ	100,000,000	97,547,700	
	1	東急不動産劣ＦＲ	400,000,000	399,984,000	

2	東急不動産劣FR	500,000,000	466,814,000	
3	東急不動産劣FR	400,000,000	398,473,200	
4	東急不動産劣FR	1,200,000,000	1,199,787,600	
1	いすゞリースینگ	300,000,000	295,999,200	
26	旭化成	300,000,000	297,404,400	
34	レンゴ-	700,000,000	681,030,000	
35	レンゴ-	900,000,000	868,557,600	
6	日本酸素HD	400,000,000	393,023,600	
1	全共連4劣後ローン	400,000,000	394,045,200	
14	野村総合研究所	600,000,000	558,339,600	
2	武田薬品劣後FR	3,600,000,000	3,556,213,200	
10	テルモ	300,000,000	297,338,400	
9	第一三共	1,400,000,000	1,387,344,000	
10	第一三共	500,000,000	490,262,000	
5	大塚ホールディングス	100,000,000	92,189,100	
23	オリエンタルランド	600,000,000	572,157,600	
26	オリエンタルランド	1,700,000,000	1,683,243,100	
25	富士フィルムホールデイ	500,000,000	492,373,000	
26	富士フィルムホールデイ	200,000,000	193,027,000	
3	日本製鉄	300,000,000	285,548,700	
6	日本製鉄劣後FR	3,700,000,000	3,473,400,900	
10	住友重機械	400,000,000	393,386,400	
16	クボタ	400,000,000	391,539,600	
34	ダイキン工業	1,100,000,000	1,079,329,900	
35	ダイキン工業	1,400,000,000	1,361,882,200	
2	NTN 劣後FR	1,200,000,000	1,199,400,000	
23	日立製作所	1,300,000,000	1,209,410,800	
66	日本電気	200,000,000	196,419,000	
67	日本電気	100,000,000	96,865,400	
38	ソニーG	100,000,000	98,417,400	
40	ソニーG	700,000,000	681,672,600	
41	ソニーG	700,000,000	641,841,900	
42	ソニーG	100,000,000	98,346,500	
43	ソニーG	1,800,000,000	1,722,733,200	
45	三菱重工業	1,500,000,000	1,394,577,000	
1	ひろぎんHD	700,000,000	700,266,000	
1	良品計画	100,000,000	97,576,000	
10	TOPPANHD	200,000,000	200,057,400	
12	TOPPANHD	1,700,000,000	1,698,959,600	
95	クレディセゾン	500,000,000	487,046,000	
99	クレディセゾン	600,000,000	581,779,200	
114	クレディセゾン	1,400,000,000	1,378,013,000	
26	イオン	500,000,000	487,292,000	
10	三菱UFJFG FR	1,400,000,000	1,384,671,400	
21	三菱UFJFG劣FR	1,100,000,000	1,087,174,000	

2 3	三菱ＵＦＪＦＧ劣ＦＲ	1,000,000,000	986,840,000	
2 7	三菱ＵＦＪＦＧ劣ＦＲ	1,800,000,000	1,784,590,200	
9	三井住友トラ劣ＦＲ	300,000,000	297,524,400	
2 2	三井住友ＦＧ劣ＦＲ	500,000,000	497,574,500	
1 5	三井住友ＦＧ劣ＦＲ	1,600,000,000	1,578,931,200	
1 7	三井住友ＦＧ劣ＦＲ	800,000,000	791,076,800	
2 4	三井住友ＦＧ劣ＦＲ	3,400,000,000	3,399,660,000	
1 7	みずほＦＧ劣後ＦＲ	3,000,000,000	2,967,456,000	
2 3	みずほＦＧ劣後ＦＲ	900,000,000	887,896,800	
4 0	芙蓉総合リース	200,000,000	194,371,600	
4 1	芙蓉総合リース	2,300,000,000	2,238,507,200	
1	芙蓉総合リース劣ＦＲ	600,000,000	598,867,800	
2	芙蓉総合リース劣ＦＲ	300,000,000	295,218,000	
2 3	みずほリース	900,000,000	874,582,200	
2 5	みずほリース	600,000,000	584,676,600	
1 7	みずほリース	900,000,000	886,922,100	
2 6	ＮＴＴファイナンス	2,100,000,000	1,899,928,800	
2 8	ＮＴＴファイナンス	800,000,000	781,082,400	
3 0	ＮＴＴファイナンス	500,000,000	463,035,500	
3 8	ＮＴＴファイナンス	2,000,000,000	1,843,936,000	
4 1	ＮＴＴファイナンス	600,000,000	583,093,200	
3 4	東京センチュリー	600,000,000	580,293,000	
4 0	東京センチュリー	500,000,000	485,312,500	
4	東京センチュリー劣ＦＲ	2,000,000,000	1,972,688,000	
1 1 5	トヨタファイナンス	3,700,000,000	3,644,252,100	
8 5	アコム	1,700,000,000	1,651,657,100	
8 7	アコム	2,500,000,000	2,441,647,500	
3 9	オリエントコーポレーション	600,000,000	582,274,200	
4 0	大和証券Ｇ本社	200,000,000	198,931,600	
4 1	大和証券Ｇ本社	100,000,000	98,034,600	
3	大和証券Ｇ 劣ＦＲ	1,900,000,000	1,893,564,700	
1	ＳＯＭＰＯＨＤ	1,200,000,000	1,172,132,400	
1	ソニーＦＧ劣後ＦＲ	1,500,000,000	1,499,250,000	
4	損保ジャパン劣ＦＲ	1,500,000,000	1,467,646,500	
4	Ｔ＆ＤＨＤ	2,000,000,000	1,977,036,000	
7 3	三井不動産	100,000,000	85,151,300	
8 2	三井不動産	500,000,000	487,698,500	
8 8	三井不動産	400,000,000	394,653,600	
8 9	三井不動産	500,000,000	490,373,500	
5	三菱地所劣後ＦＲ	400,000,000	399,660,800	
1 4 2	三菱地所	200,000,000	195,695,400	
1 4 3	三菱地所	100,000,000	92,139,800	
3 4	東京建物	900,000,000	809,186,400	
4	東京建物劣ＦＲ	200,000,000	197,449,400	
1 1 2	住友不動産	2,700,000,000	2,636,358,300	

1 1 5	住友不動産	1,500,000,000	1,463,172,000	
1 3 5	東武鉄道	100,000,000	93,388,400	
1 3 6	東武鉄道	500,000,000	492,386,500	
4 5	相鉄ＨＤ	100,000,000	92,886,200	
1 9	東急	100,000,000	96,559,700	
9 3	小田急電鉄	2,900,000,000	2,898,216,500	
6 2	京成電鉄	100,000,000	97,334,200	
6 4	京成電鉄	200,000,000	194,496,400	
5 5	西日本鉄道	100,000,000	96,997,000	
6 9	阪急阪神ＨＬＤＧ	100,000,000	97,508,600	
7 5	阪急阪神ＨＬＤＧ	100,000,000	97,898,400	
5 3	南海電気鉄道	400,000,000	389,385,600	
7 1	名古屋鉄道	300,000,000	296,986,200	
3 0	商船三井	100,000,000	99,608,900	
3 1	商船三井	3,200,000,000	3,161,337,600	
1 3	日本航空	3,500,000,000	3,188,878,000	
2 0	三菱倉庫	100,000,000	94,494,000	
2 8	K D D I	200,000,000	192,283,600	
3 3	K D D I	1,200,000,000	1,171,507,200	
3 6	K D D I	700,000,000	697,783,100	
4 1	K D D I	1,900,000,000	1,897,932,800	
4 3	K D D I	800,000,000	790,414,400	
2 8	ソフトバンク	1,400,000,000	1,392,302,800	
5 3 6	関西電力	200,000,000	187,070,000	
5 6 7	関西電力	1,800,000,000	1,667,001,600	
5 7 7	関西電力	1,100,000,000	1,056,650,100	
1	関西電力劣後ＦＲ	500,000,000	495,767,500	
3	関西電力劣後ＦＲ	100,000,000	91,899,400	
1	中国電力劣後ＦＲ	400,000,000	359,772,400	
4 4 8	中国電力	1,000,000,000	912,783,000	
4 5 0	中国電力	1,000,000,000	963,789,000	
4 6 3	中国電力	500,000,000	475,133,500	
4 6 5	中国電力	2,800,000,000	2,696,640,800	
4 6 8	中国電力	900,000,000	878,623,200	
1	東北電力劣後ＦＲ	1,400,000,000	1,396,796,800	
5 3 6	東北電力	500,000,000	455,172,500	
5 6 3	東北電力	1,000,000,000	913,992,000	
5 6 8	東北電力	200,000,000	190,153,000	
5 6 9	東北電力	2,400,000,000	2,258,908,800	
5 7 3	東北電力	200,000,000	194,496,200	
3	九州電力劣後ＦＲ	500,000,000	473,754,500	
4 9 4	九州電力	200,000,000	183,888,800	
5 1 1	九州電力	400,000,000	397,014,000	
5 1 6	九州電力	300,000,000	274,061,100	
5 2 5	九州電力	1,000,000,000	895,070,000	

5 3 0	九州電力	1,000,000,000	931,902,000	
5 3 3	九州電力	100,000,000	97,707,200	
5 3 6	九州電力	800,000,000	783,410,400	
3 8 5	北海道電力	1,400,000,000	1,285,642,400	
3 9 1	北海道電力	2,800,000,000	2,673,708,800	
3 9 6	北海道電力	1,300,000,000	1,205,621,300	
4 0 3	北海道電力	500,000,000	480,189,500	
3 4	沖縄電力	700,000,000	683,008,900	
7 3	電源開発	500,000,000	459,822,000	
9 3	電源開発	1,500,000,000	1,444,314,000	
4 9	東京電力ＰＧ	500,000,000	495,164,500	
5 0	東京電力ＰＧ	900,000,000	827,845,200	
7 2	東京電力ＰＧ	2,200,000,000	2,029,233,800	
7 5	東京電力ＰＧ	400,000,000	377,561,200	
7 7	東京電力ＰＧ	100,000,000	95,430,500	
7 8	東京電力ＰＧ	200,000,000	184,734,000	
8 3	東京電力ＰＧ	700,000,000	690,736,900	
8 6	東京電力ＰＧ	300,000,000	297,512,400	
8 7	東京電力ＰＧ	200,000,000	198,549,600	
5	東京電力ＲＰ	200,000,000	181,389,400	
6	東京電力ＲＰ	1,600,000,000	1,533,894,400	
1	大阪瓦斯 劣ＦＲ	600,000,000	594,411,600	
2	大阪瓦斯 劣ＦＲ	200,000,000	189,362,200	
9	日本製鉄	600,000,000	584,104,800	
	社債券 小計		155,356,069,700	
合 計			413,713,340,833	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

外国株式マザーファンド（Ａ号）

（１）貸借対照表

（単位：円）

（2025年12月15日現在）

資産の部

流動資産

預金 74,522,779

金銭信託 1,180,038

コール・ローン 146,751,873

株式 9,777,594,108

未収配当金 6,707,530

流動資産合計 10,006,756,328

資産合計 10,006,756,328

負債の部

流動負債

未払解約金 1,569,901

流動負債合計	1,569,901
負債合計	1,569,901
純資産の部	
元本等	
元本	1,319,833,077
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	8,685,353,350
元本等合計	10,005,186,427
純資産合計	10,005,186,427
負債純資産合計	10,006,756,328

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2024年12月17日 至 2025年12月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025年12月15日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	1,319,833,077口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 7.5806円 (1万口当たりの純資産額75,806円)

（金融商品に関する注記）

．金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024年12月17日 至 2025年12月15日
1． 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2． 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３． 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

．金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025年12月15日現在)
１． 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2024年12月17日 至 2025年12月15日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2025年12月15日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,246,656,600円
同期中における追加設定元本額	251,741,233円
同期中における一部解約元本額	178,564,756円
2025年12月15日現在の元本の内訳	
三井住友・ＤＣバランスファンド（安定型）	4,159,231円
三井住友・ＤＣバランスファンド（安定成長型）	21,785,486円
三井住友・ＤＣバランスファンド（成長型）	19,561,639円
三井住友・ＤＣ外国株式アクティブ	1,273,714,922円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	537,158円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ株４０型（適格機関投資家専用）	74,641円
合 計	1,319,833,077円

（３）附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	EOG RESOURCES INC	3,244	108.010	350,384.44	
	WILLIAMS COS INC	16,813	59.740	1,004,408.62	
	ECOLAB INC	2,452	263.600	646,347.20	
	API GROUP CORP	8,387	39.660	332,628.42	
	COMFORT SYSTEMS USA INC	510	967.950	493,654.50	
	EATON CORP PLC	1,931	331.980	641,053.38	
	HEICO CORP	1,185	310.490	367,930.65	
	PARKER HANNIFIN CORP	1,031	884.870	912,300.97	
	QUANTA SERVICES INC	1,636	438.110	716,747.96	
	TRANE TECHNOLOGIES PLC	2,243	391.190	877,439.17	
	VERTIV HOLDINGS CO-A	4,603	161.270	742,325.81	
	CINTAS CORP	2,543	187.530	476,888.79	
	VERALTO CORP	4,076	98.710	402,341.96	
	AIRBNB INC-CLASS A	5,106	128.390	655,559.34	
	BOOKING HOLDINGS INC	175	5,301.640	927,787.00	
	TJX COMPANIES INC	1,559	156.140	243,422.26	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	4,104	153.650	630,579.60	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	4,604	78.340	360,677.36	

	HEALTH EQUITY INC	2,805	96.790	271,495.95	
	INTUITIVE SURGICAL INC	1,312	542.320	711,523.84	
	STRYKER CORP	1,611	354.090	570,438.99	
	ELI LILLY & CO	1,938	1,027.510	1,991,314.38	
	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	1,574	452.040	711,510.96	
	ZOETIS INC	3,228	118.660	383,034.48	
	BANK OF AMERICA CORP	17,075	55.140	941,515.50	
	JPMORGAN CHASE & CO	2,804	318.520	893,130.08	
	AMERICAN EXPRESS CO	2,412	382.560	922,734.72	
	ARES MANAGEMENT CORP - A	4,365	173.780	758,549.70	
	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	6,747	117.030	789,601.41	
	INTERACTIVE BROKERS GRO-CL A	15,151	64.150	971,936.65	
	MSCI INC	645	551.090	355,453.05	
	S&P GLOBAL INC	1,176	501.030	589,211.28	
	SOFI TECHNOLOGIES INC	21,356	27.280	582,591.68	
	TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	7,413	107.170	794,451.21	
	APPROVIN CORP-CLASS A	1,022	670.670	685,424.74	
	CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	1,286	504.780	649,147.08	
	DATADOG INC - CLASS A	4,814	146.000	702,844.00	
	FORTINET INC	7,296	82.220	599,877.12	
	INTUIT INC	1,600	670.925	1,073,480.00	
	MICROSOFT CORP	4,638	478.530	2,219,422.14	
	SERVICENOW INC	1,324	865.060	1,145,339.44	
	SYNOPSYS INC	1,503	452.950	680,783.85	
	AMPHENOL CORP-CL A	8,499	129.240	1,098,410.76	
	ARISTA NETWORKS INC	6,100	124.760	761,036.00	
	MIRION TECHNOLOGIES INC	18,923	24.670	466,830.41	
	TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	948	518.220	491,272.56	
	TRIMBLE INC	6,204	80.260	497,933.04	
	BROADCOM INC	5,254	359.930	1,891,072.22	
	NVIDIA CORP	26,546	175.020	4,646,080.92	
	QUALCOMM INC	3,209	178.290	572,132.61	
	AMERICAN WATER WORKS CO INC	3,197	131.550	420,565.35	
	CONSTELLATION ENERGY	2,156	351.980	758,868.88	
	NEXTERA ENERGY INC	8,993	81.650	734,278.45	
	ALPHABET INC-CL A	9,018	309.290	2,789,177.22	
	ALPHABET INC-CL C	8,081	310.520	2,509,312.12	
	META PLATFORMS INC-CLASS A	2,308	644.230	1,486,882.84	
	SPOTIFY TECHNOLOGY SA	940	597.800	561,932.00	
	TKO GROUP HOLDINGS INC	3,964	208.420	826,176.88	
	アメリカ・ドル小計	295,637		51,289,251.94 (8,002,149,088)	
オーストラ	BRAMBLES LTD	13,794	22.990	317,124.06	
リア・ドル	HUB24 LTD	1,787	99.100	177,091.70	

オーストラリア・ドル小計		15,581		494,215.76 (51,255,116)	
香港・ドル	AIA GROUP LTD	11,800	79.000	932,200.00	
香港・ドル小計		11,800		932,200.00 (18,681,288)	
イギリス・ポンド	RELX PLC	9,648	30.160	290,983.68	
	COMPASS GROUP PLC	20,664	23.240	480,231.36	
	ASTRAZENECA PLC	4,326	134.440	581,587.44	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	4,240	84.640	358,873.60	
	AUTO TRADER GROUP PLC	48,071	6.020	289,387.42	
イギリス・ポンド小計		86,949		2,001,063.50 (417,241,750)	
スイス・フラン	GALDERMA GROUP AG	3,452	163.600	564,747.20	
	LONZA GROUP AG-REG	980	514.800	504,504.00	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	710	583.800	414,498.00	
スイス・フラン小計		5,142		1,483,749.20 (290,636,793)	
ユーロ	GAZTRANSPORT ET TECHNIGA SA	2,305	160.300	369,491.50	
	PRYSMIAN SPA	4,778	82.640	394,853.92	
	RHEINMETALL AG	139	1,616.000	224,624.00	
	SAFRAN SA	2,212	291.300	644,355.60	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	3,502	235.400	824,370.80	
	VINCI SA	3,705	119.300	442,006.50	
	FERRARI NV	1,066	313.200	333,871.20	
	DANONE	3,620	76.100	275,482.00	
	ING GROEP NV	34,924	23.200	810,236.80	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	9,759	26.810	261,638.79	
	RWE AG	12,681	43.420	550,609.02	
	UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	14,577	21.870	318,798.99	
ユーロ小計		93,268		5,450,339.12 (997,630,073)	
合 計		508,377		9,777,594,108 (9,777,594,108)	

（注）金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数		組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式	58銘柄	80.0%	81.8%
オーストラリア・ドル	株式	2銘柄	0.5%	0.5%
香港・ドル	株式	1銘柄	0.2%	0.2%
イギリス・ポンド	株式	5銘柄	4.2%	4.3%
スイス・フラン	株式	3銘柄	2.9%	3.0%
ユーロ	株式	12銘柄	10.0%	10.2%

(b)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国債券マザーファンド（Ａ号）

（１）貸借対照表

（単位：円）

（2025年12月15日現在）

資産の部

流動資産

預金	61,503,569
金銭信託	1,999,276
コール・ローン	248,633,870
国債証券	9,024,152,379
地方債証券	41,165,462
社債券	517,806,108
派生商品評価勘定	16,045,978
未収入金	856,526,643
未収利息	81,696,440
前払費用	15,424,290
流動資産合計	10,864,954,015

資産合計

10,864,954,015

負債の部

流動負債

派生商品評価勘定	12,587,060
未払金	858,704,339
未払解約金	8,746,382
流動負債合計	880,037,781

負債合計

880,037,781

純資産の部

元本等

元本	2,628,955,221
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	7,355,961,013

元本等合計	9,984,916,234
-------	---------------

純資産合計	9,984,916,234
-------	---------------

負債純資産合計	10,864,954,015
---------	----------------

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2024年12月17日 至 2025年12月15日
１． 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。

	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	(2025年12月15日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	2,628,955,221口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 3.7981円 (1万口当たりの純資産額37,981円)

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024年12月17日 至 2025年12月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券、社債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。

	3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

・金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025年12月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
---------------------------	--

（デリバティブ取引に関する注記）

（2025年12月15日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	704,063,501	-	711,236,155	7,172,654
	カナダ・ドル	19,865,943	-	20,309,274	443,331
	オーストラリア・ドル	234,267,118	-	236,374,162	2,107,044
	イギリス・ポンド	218,117,427	-	218,590,348	472,921
	イスラエル・シェケル	11,473,175	-	11,633,520	160,345
	ノルウェー・クローネ	3,050,983	-	3,072,465	21,482
	スウェーデン・クローナ	376,430	-	386,009	9,579
	オフショア・人民元	180,403,934	-	182,335,264	1,931,330
	ユーロ	516,962,183	-	520,689,475	3,727,292
	小計	1,888,580,694	-	1,904,626,672	16,045,978
	売建				
	アメリカ・ドル	656,795,255	-	657,835,400	1,040,145
	カナダ・ドル	113,878,132	-	115,762,860	1,884,728
	オーストラリア・ドル	98,983,408	-	99,715,526	732,118
	シンガポール・ドル	18,462,205	-	18,680,662	218,457
	ニュージーランド・ドル	14,484,825	-	14,687,326	202,501
	イギリス・ポンド	648,060,500	-	655,357,439	7,296,939
	デンマーク・クローネ	4,933,835	-	5,010,815	76,980
	メキシコ・ペソ	18,689,191	-	19,088,378	399,187
	ポーランド・ズロチ	6,706,934	-	6,828,668	121,734
	ユーロ	39,144,154	-	39,758,425	614,271
	小計	1,620,138,439	-	1,632,725,499	12,587,060
	合 計	3,508,719,133	-	3,537,352,171	3,458,918

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2024年12月17日
至 2025年12月15日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2025年12月15日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	2,551,585,354円
同期中における追加設定元本額	283,105,463円
同期中における一部解約元本額	205,735,596円
2025年12月15日現在の元本の内訳	
三井住友・ライフビュー・バランスファンド30（安定型）	174,344,107円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド50（標準型）	293,403,083円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド70（積極型）	178,078,433円
三井住友・ＤＣバランスファンド（安定型）	8,394,393円
三井住友・ＤＣバランスファンド（安定成長型）	16,338,727円
三井住友・ＤＣバランスファンド（成長型）	6,898,326円
三井住友・ＤＣ外国債券アクティブ	1,951,351,965円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ株40型（適格機関投資家専用）	146,187円
合 計	2,628,955,221円

（３）附属明細表

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	T 1.125 05/15/40	3,170,000.00	2,000,491.90	
		T 2.25 08/15/46	900,000.00	590,940.00	
		T 2.875 05/15/43	140,000.00	108,242.40	
		T 3 05/15/47	820,000.00	614,581.80	
		T 3 11/15/45	1,330,000.00	1,013,965.40	
		T 3.5 11/15/28	2,590,000.00	2,584,017.10	
		T 3.625 10/31/30	2,530,000.00	2,516,540.40	
		T 3.75 08/15/41	200,000.00	179,414.00	
		T 3.875 08/15/34	190,000.00	186,960.00	
		T 4 02/15/34	1,020,000.00	1,016,409.60	
		T 4 03/31/30	1,120,000.00	1,133,204.80	
		T 4 11/15/35	1,350,000.00	1,329,210.00	
		T 4.125 02/29/32	1,360,000.00	1,378,128.80	
		T 4.125 07/31/31	100,000.00	101,542.00	
		T 4.25 05/15/35	910,000.00	916,888.70	
		T 4.25 08/15/35	4,170,000.00	4,195,395.30	
		T 4.5 02/15/44	1,350,000.00	1,302,480.00	
		T 4.5 11/15/54	590,000.00	556,511.60	
		T 4.5 12/31/31	2,060,000.00	2,130,204.80	
		T 4.625 02/15/35	240,000.00	248,947.20	
		T 4.75 02/15/45	380,000.00	377,104.40	
		T 4.75 08/15/55	1,020,000.00	1,003,180.20	
	アメリカ・ドル小計		27,540,000.00	25,484,360.40 (3,976,069,910)	
	カナダ・ドル	CAN 2 12/01/51	220,000.00	152,647.00	
		CAN 3.25 12/01/34	530,000.00	523,555.20	
		CAN 3.5 03/01/34	530,000.00	535,554.40	
		CAN 4 06/01/41	170,000.00	176,203.30	
	カナダ・ドル小計		1,450,000.00	1,387,959.90 (157,241,977)	
	オーストラリア・ドル	ACGB 2.75 11/21/27	560,000.00	546,851.20	
		ACGB 3.75 05/21/34	180,000.00	169,174.80	
		ACGB 4.25 06/21/34	60,000.00	58,444.20	
		ACGB 4.25 12/21/35	380,000.00	365,807.00	
	オーストラリア・ドル小計		1,180,000.00	1,140,277.20 (118,258,148)	
	シンガポール・ドル	SIGB 2.875 07/01/29	300,000.00	311,400.00	
		SIGB 3.375 05/01/34	480,000.00	521,774.40	
	シンガポール・ドル小計		780,000.00	833,174.40 (100,605,809)	
	ニュー ジーラン ド・ドル	NZGB 4.5 05/15/30	450,000.00	461,646.00	

ニュージーランド・ドル小計		450,000.00	461,646.00 (41,788,196)	
イギリス・ bond	UK TSY GILT 1.125 01/31/39	110,000.00	70,937.90	
	UKT 1.75 09/07/37	290,000.00	213,535.70	
	UKT 4 10/22/31	330,000.00	328,013.40	
	UKT 4.125 01/29/27	50,000.00	50,201.50	
	UKT 4.125 07/22/29	110,000.00	110,875.60	
	UKT 4.25 07/31/34	70,000.00	69,003.90	
	UKT 4.5 03/07/35	710,000.00	709,062.80	
	UKT 4.625 01/31/34	170,000.00	172,623.10	
	UKT 4.75 10/22/35	1,190,000.00	1,205,493.80	
イギリス・bond小計		3,030,000.00	2,929,747.70 (610,881,693)	
イスラエル・ シュケル	ILGOV 2.25 09/28/28	320,000.00	306,777.60	
イスラエル・シュケル小計		320,000.00	306,777.60 (14,854,141)	
デンマーク・ クローネ	DGB 2.25 11/15/33	1,030,000.00	1,007,092.80	
デンマーク・クローネ小計		1,030,000.00	1,007,092.80 (24,683,845)	
ノルウェー・ クローネ	NGB 3.625 04/13/34	880,000.00	850,053.60	
ノルウェー・クローネ小計		880,000.00	850,053.60 (13,107,827)	
スウェーデン・ クローナ	SGB 0.125 05/12/31	1,130,000.00	995,936.80	
スウェーデン・クローナ小計		1,130,000.00	995,936.80 (16,761,616)	
メキシコ・ ペソ	MBONO 7.5 05/26/33	4,250,000.00	3,942,512.50	
	MBONO 7.75 11/23/34	12,020,000.00	11,139,174.40	
	MBONO 8.5 11/18/38	2,300,000.00	2,161,057.00	
メキシコ・ペソ小計		18,570,000.00	17,242,743.90 (149,348,026)	
オフショア・ 人民元	CGB 1.49 12/25/31	3,000,000.00	2,967,570.00	
	CGB 1.74 10/15/29	4,000,000.00	4,034,000.00	
	CGB 2.12 06/25/31	3,590,000.00	3,682,263.00	
	CGB 2.28 03/25/31	2,100,000.00	2,170,329.00	
	CGB 2.46 02/15/26	5,260,000.00	5,269,994.00	
	CGB 2.6 09/15/30	4,000,000.00	4,188,960.00	
	CGB 2.62 04/15/28	2,010,000.00	2,068,611.60	

	CGB 2.67 05/25/33	2,170,000.00	2,312,786.00	
	CGB 2.67 11/25/33	2,120,000.00	2,263,206.00	
	CGB 2.75 06/15/29	4,900,000.00	5,111,729.00	
	CGB 2.76 05/15/32	3,080,000.00	3,281,370.40	
	CGB 2.88 02/25/33	1,550,000.00	1,675,271.00	
	CGB 3.19 04/15/53	1,500,000.00	1,770,390.00	
	CGB 3.39 03/16/50	1,300,000.00	1,561,677.00	
	CGB 3.72 04/12/51	1,820,000.00	2,320,208.80	
	オフショア・人民元小計	42,400,000.00	44,678,365.80 (987,659,954)	
ポーランド・ズロチ	POLGB 5 01/25/30	1,620,000.00	1,648,155.60	
	ポーランド・ズロチ小計	1,620,000.00	1,648,155.60 (71,409,802)	
ユーロ	BGB 2.7 10/22/29	100,000.00	100,558.00	
	BGB 4.25 03/28/41	100,000.00	104,905.00	
	BKO 2 12/10/26	840,000.00	839,680.80	
	BKO 2.7 09/17/26	910,000.00	914,431.70	
	BTPS 1.5 04/30/45	100,000.00	65,509.00	
	BTPS 2.8 12/01/28	500,000.00	504,975.00	
	BTPS 3.45 07/15/31	20,000.00	20,504.60	
	BTPS 3.5 02/15/31	720,000.00	740,836.80	
	BTPS 5 08/01/34	170,000.00	190,728.10	
	DBR 1.8 08/15/53	340,000.00	240,291.60	
	DBR 2.9 08/15/56	530,000.00	472,065.70	
	FRTR 0 05/25/32	450,000.00	369,832.50	
	FRTR 0 11/25/29	1,060,000.00	955,611.20	
	FRTR 0 11/25/31	720,000.00	603,705.60	
	FRTR 0.75 11/25/28	70,000.00	66,577.70	
	FRTR 2 11/25/32	870,000.00	807,307.80	
	FRTR 2.5 05/25/43	470,000.00	376,639.20	
	FRTR 2.75 02/25/29	470,000.00	472,848.20	
	FRTR 3 05/25/54	160,000.00	123,091.20	
	FRTR 3 11/25/34	250,000.00	241,380.00	
	IRISH 0.9 05/15/28	120,000.00	116,320.80	
	SPGB 0.85 07/30/37	430,000.00	322,383.90	
	SPGB 1.25 10/31/30	710,000.00	664,389.60	
	SPGB 1.4 04/30/28	360,000.00	352,990.80	
	SPGB 1.5 04/30/27	1,570,000.00	1,556,372.40	
	SPGB 2.35 07/30/33	340,000.00	324,217.20	
	SPGB 3.15 04/30/35	190,000.00	188,274.80	
	SPGB 3.25 04/30/34	680,000.00	684,454.00	
	SPGB 3.45 07/30/43	450,000.00	427,558.50	
	SPGB 3.5 05/31/29	1,920,000.00	1,984,281.60	

		SPGB 4.7 07/30/41	130,000.00	144,775.80	
		ユーロ小計	15,750,000.00	14,977,499.10 (2,741,481,435)	
国債証券合計				9,024,152,379 (9,024,152,379)	
地方債証券	カナダ・ドル	ONT 2.05 06/02/30	380,000.00	363,363.60	
		カナダ・ドル小計	380,000.00	363,363.60 (41,165,462)	
地方債証券合計				41,165,462 (41,165,462)	
社債券	アメリカ・ドル	HSBC FL 05/17/32	600,000.00	631,344.00	
		MITCO 5 07/02/29	450,000.00	462,618.00	
		NTT 5.136 07/02/31	450,000.00	462,460.50	
		アメリカ・ドル小計	1,500,000.00	1,556,422.50 (242,833,037)	
	オーストラリア・ドル	MIZUHO FL 08/28/29	680,000.00	697,448.80	
		オーストラリア・ドル小計	680,000.00	697,448.80 (72,332,415)	
	ユーロ	JAPTOB 4.125 06/17/35	550,000.00	553,883.00	
		NTT 3.678 07/16/33	550,000.00	553,201.00	
		ユーロ小計	1,100,000.00	1,107,084.00 (202,640,655)	
社債券合計				517,806,108 (517,806,108)	
合 計				9,583,123,949 (9,583,123,949)	

（注）金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	22銘柄	39.8%	41.5%
	社債券	3銘柄	2.4%	2.5%
カナダ・ドル	国債証券	4銘柄	1.6%	1.6%
	地方債証券	1銘柄	0.4%	0.4%
オーストラリア・ドル	国債証券	4銘柄	1.2%	1.2%
	社債券	1銘柄	0.7%	0.8%
シンガポール・ドル	国債証券	2銘柄	1.0%	1.0%
ニュージーランド・ドル	国債証券	1銘柄	0.4%	0.4%
イギリス・ポンド	国債証券	9銘柄	6.1%	6.4%
イスラエル・シェケル	国債証券	1銘柄	0.1%	0.2%
デンマーク・クローネ	国債証券	1銘柄	0.2%	0.3%
ノルウェー・クローネ	国債証券	1銘柄	0.1%	0.1%
スウェーデン・クローナ	国債証券	1銘柄	0.2%	0.2%
メキシコ・ペソ	国債証券	3銘柄	1.5%	1.6%
オフショア・人民元	国債証券	15銘柄	9.9%	10.3%

ポーランド・ズロチ	国債証券	1銘柄	0.7%	0.7%
ユーロ	国債証券	31銘柄	27.5%	28.6%
	社債券	2銘柄	2.0%	2.1%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

【中間財務諸表】

- 1．当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期中間計算期間（2025年12月16日から2026年6月15日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【三井住友・ＤＣバランスファンド（安定型）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第25期 （2025年12月15日現在）	第26期中間計算期間 （2026年 6月15日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	99,528	-
コール・ローン	12,377,454	25,327,126
親投資信託受益証券	268,052,111	262,252,808
派生商品評価勘定	-	50,501
流動資産合計	280,529,093	287,630,435
資産合計	280,529,093	287,630,435
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	66,948	20,056
未払金	603,902	574,135
未払受託者報酬	150,142	154,047
未払委託者報酬	1,952,358	2,003,138
その他未払費用	6,665	6,840
流動負債合計	2,780,015	2,758,216
負債合計	2,780,015	2,758,216
純資産の部		
元本等		
元本	197,761,744	197,215,752
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	79,987,334	87,656,467
（分配準備積立金）	25,373,194	22,966,835
元本等合計	277,749,078	284,872,219
純資産合計	277,749,078	284,872,219
負債純資産合計	280,529,093	287,630,435

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第25期中間計算期間 自 2024年12月17日 至 2025年 6月16日	第26期中間計算期間 自 2025年12月16日 至 2026年 6月15日
営業収益		
受取利息	36,366	49,311
有価証券売買等損益	3,728,936	11,370,697
為替差損益	56	1,244,546
営業収益合計	3,692,514	10,175,462
営業費用		
受託者報酬	149,423	154,047
委託者報酬	1,943,048	2,003,138
その他費用	11,793	13,010
営業費用合計	2,104,264	2,170,195
営業利益又は営業損失（ ）	5,796,778	8,005,267
経常利益又は経常損失（ ）	5,796,778	8,005,267
中間純利益又は中間純損失（ ）	5,796,778	8,005,267
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	795,325	408,288
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	76,953,121	79,987,334
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,580,092	8,050,329
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,580,092	8,050,329
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,033,890	7,978,175
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,033,890	7,978,175
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	71,497,870	87,656,467

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第26期中間計算期間 自 2025年12月16日 至 2026年6月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第25期 (2025年12月15日現在)	第26期中間計算期間 (2026年6月15日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	197,761,744口	197,215,752口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.4045円 (1万口当たりの純資産額14,045円)	1口当たり純資産額 1.4445円 (1万口当たりの純資産額14,445円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第26期中間計算期間 (2026年6月15日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

第25期（2025年12月15日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカ・ドル	22,201,851	-	22,232,681	30,830
	ユーロ	9,283,377	-	9,319,495	36,118
	小計	31,485,228	-	31,552,176	66,948
合 計		31,485,228	-	31,552,176	66,948

第26期中間計算期間（2026年6月15日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカ・ドル	20,971,921	-	20,921,420	50,501
	ユーロ	7,401,800	-	7,421,856	20,056
	小計	28,373,721	-	28,343,276	30,445
合 計		28,373,721	-	28,343,276	30,445

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 中間計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（その他の注記）

項 目	第25期 (2025年12月15日現在)	第26期中間計算期間 (2026年6月15日現在)
期首元本額	200,770,667円	197,761,744円
期中追加設定元本額	43,857,257円	19,152,259円
期中一部解約元本額	46,866,180円	19,698,251円

【三井住友・ＤＣバランスファンド（安定成長型）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第25期 （2025年12月15日現在）	第26期中間計算期間 （2026年 6月15日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	247,496	-
コール・ローン	30,779,085	87,428,444
親投資信託受益証券	851,812,622	810,815,325
派生商品評価勘定	-	196,220
未収入金	1,140,000	770,000
流動資産合計	883,979,203	899,209,989
資産合計	883,979,203	899,209,989
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	225,429	56,156
未払金	2,165,055	2,292,719
未払解約金	1,128,253	803,573
未払受託者報酬	471,072	483,744
未払委託者報酬	6,124,450	6,289,353
その他未払費用	21,105	21,671
流動負債合計	10,135,364	9,947,216
負債合計	10,135,364	9,947,216
純資産の部		
元本等		
元本	439,023,559	418,061,612
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（　）	434,820,280	471,201,161
（分配準備積立金）	223,396,259	200,066,499
元本等合計	873,843,839	889,262,773
純資産合計	873,843,839	889,262,773
負債純資産合計	883,979,203	899,209,989

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第25期中間計算期間 自 2024年12月17日 至 2025年 6月16日	第26期中間計算期間 自 2025年12月16日 至 2026年 6月15日
営業収益		
受取利息	120,861	150,335
有価証券売買等損益	5,447,859	70,762,703
為替差損益	458,065	4,561,357
営業収益合計	4,868,933	66,351,681
営業費用		
受託者報酬	443,958	483,744
委託者報酬	5,771,874	6,289,353
その他費用	25,379	27,590
営業費用合計	6,241,211	6,800,687
営業利益又は営業損失（ ）	11,110,144	59,550,994
経常利益又は経常損失（ ）	11,110,144	59,550,994
中間純利益又は中間純損失（ ）	11,110,144	59,550,994
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,162,529	3,697,542
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	389,543,972	434,820,280
剰余金増加額又は欠損金減少額	18,326,796	27,564,612
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	18,326,796	27,564,612
剰余金減少額又は欠損金増加額	26,416,494	47,037,183
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	26,416,494	47,037,183
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	371,506,659	471,201,161

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第26期中間計算期間 自 2025年12月16日 至 2026年6月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第25期 (2025年12月15日現在)	第26期中間計算期間 (2026年6月15日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	439,023,559口	418,061,612口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.9904円 (1万口当たりの純資産額19,904円)	1口当たり純資産額 2.1271円 (1万口当たりの純資産額21,271円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第26期中間計算期間 (2026年6月15日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

第25期（2025年12月15日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカ・ドル	95,017,712	-	95,149,659	131,947
	ユーロ	24,027,564	-	24,121,046	93,482
	小計	119,045,276	-	119,270,705	225,429
合 計		119,045,276	-	119,270,705	225,429

第26期中間計算期間（2026年6月15日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカ・ドル	81,486,319	-	81,290,099	196,220
	ユーロ	20,725,040	-	20,781,196	56,156
	小計	102,211,359	-	102,071,295	140,064
合 計		102,211,359	-	102,071,295	140,064

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 中間計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（その他の注記）

項 目	第25期 (2025年12月15日現在)	第26期中間計算期間 (2026年6月15日現在)
期首元本額	452,437,146円	439,023,559円
期中追加設定元本額	50,369,196円	26,470,146円
期中一部解約元本額	63,782,783円	47,432,093円

【三井住友・ＤＣバランスファンド（成長型）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第25期 （2025年12月15日現在）	第26期中間計算期間 （2026年 6月15日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	206,009	-
コール・ローン	25,619,694	51,086,705
親投資信託受益証券	566,723,799	528,068,591
派生商品評価勘定	-	138,395
未収入金	580,000	-
流動資産合計	593,129,502	579,293,691
資産合計	593,129,502	579,293,691
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	166,025	39,109
未払金	1,564,310	1,515,082
未払解約金	572,035	-
未払受託者報酬	311,648	314,751
未払委託者報酬	4,051,988	4,092,366
その他未払費用	13,938	14,070
流動負債合計	6,679,944	5,975,378
負債合計	6,679,944	5,975,378
純資産の部		
元本等		
元本	221,988,315	196,423,760
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	364,461,243	376,894,553
（分配準備積立金）	183,431,026	149,646,792
元本等合計	586,449,558	573,318,313
純資産合計	586,449,558	573,318,313
負債純資産合計	593,129,502	579,293,691

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第25期中間計算期間 自 2024年12月17日 至 2025年 6月16日	第26期中間計算期間 自 2025年12月16日 至 2026年 6月15日
営業収益		
受取利息	69,465	98,569
有価証券売買等損益	1,803,938	67,434,792
為替差損益	847,393	3,180,850
営業収益合計	2,720,796	64,352,511
営業費用		
受託者報酬	280,750	314,751
委託者報酬	3,650,251	4,092,366
その他費用	17,940	20,274
営業費用合計	3,948,941	4,427,391
営業利益又は営業損失（ ）	1,228,145	59,925,120
経常利益又は経常損失（ ）	1,228,145	59,925,120
中間純利益又は中間純損失（ ）	1,228,145	59,925,120
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,095,989	7,558,477
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	303,869,457	364,461,243
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,854,689	29,231,991
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,854,689	29,231,991
剰余金減少額又は欠損金増加額	22,629,496	69,165,324
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	22,629,496	69,165,324
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	300,962,494	376,894,553

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第26期中間計算期間 自 2025年12月16日 至 2026年6月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第25期 (2025年12月15日現在)	第26期中間計算期間 (2026年6月15日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	221,988,315口	196,423,760口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.6418円 (1万口当たりの純資産額26,418円)	1口当たり純資産額 2.9188円 (1万口当たりの純資産額29,188円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第26期中間計算期間 (2026年6月15日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

第25期（2025年12月15日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカ・ドル	74,678,953	-	74,782,657	103,704
	ユーロ	16,018,376	-	16,080,697	62,321
	小計	90,697,329	-	90,863,354	166,025
合 計		90,697,329	-	90,863,354	166,025

第26期中間計算期間（2026年6月15日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカ・ドル	57,472,669	-	57,334,274	138,395
	ユーロ	14,433,510	-	14,472,619	39,109
	小計	71,906,179	-	71,806,893	99,286
合 計		71,906,179	-	71,806,893	99,286

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 中間計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（その他の注記）

項 目	第25期 (2025年12月15日現在)	第26期中間計算期間 (2026年6月15日現在)
期首元本額	225,868,365円	221,988,315円
期中追加設定元本額	41,941,159円	16,499,915円
期中一部解約元本額	45,821,209円	42,064,470円

（参考）

「三井住友・ＤＣバランスファンド（安定型）」、「三井住友・ＤＣバランスファンド（安定成長型）」および「三井住友・ＤＣバランスファンド（成長型）」は、「国内株式マザーファンド（Ａ号）」、「国内債券マザーファンド（Ｂ号）」、「外国株式マザーファンド（Ａ号）」および「外国債券マザーファンド（Ａ号）」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

国内株式マザーファンド（Ａ号）

（１）貸借対照表

（単位：円）

（2026年6月15日現在）

資産の部

流動資産

コール・ローン 22,158,553

株式 1,688,574,440

未収配当金 12,222,064

流動資産合計 1,722,955,057

資産合計 1,722,955,057

負債の部

流動負債

未払解約金 3,237,312

流動負債合計 3,237,312

負債合計 3,237,312

純資産の部

元本等

元本 449,385,073

剰余金

剰余金又は欠損金（ ） 1,270,332,672

元本等合計 1,719,717,745

純資産合計 1,719,717,745

負債純資産合計

1,722,955,057

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2025年12月16日 至 2026年6月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2026年6月15日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	449,385,073口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 3.8268円 (1万口当たりの純資産額38,268円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2026年6月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

（2026年6月15日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	500,876,566円
同期中における追加設定元本額	34,938,683円
同期中における一部解約元本額	86,430,176円
2026年6月15日現在の元本の内訳	
三井住友・ＤＣバランスファンド（安定型）	12,475,792円
三井住友・ＤＣバランスファンド（安定成長型）	70,958,373円
三井住友・ＤＣバランスファンド（成長型）	64,488,188円
三井住友・ＤＣ国内株式アクティブＳ	299,234,365円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	1,969,938円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ株４０型（適格機関投資家専用）	258,417円
合 計	449,385,073円

国内債券マザーファンド（Ｂ号）

（１）貸借対照表

（単位：円）

（2026年6月15日現在）	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	8,901,767,320
国債証券	237,368,724,070
地方債証券	3,064,879,700
特殊債券	13,801,894,277
社債券	186,917,005,400
派生商品評価勘定	19,938,420
未収入金	8,067,271,800
未収利息	1,396,755,429
前払費用	260,132,447
差入委託証拠金	38,389,170
流動資産合計	459,836,758,033
資産合計	459,836,758,033
負債の部	
流動負債	
前受金	7,020,000
未払金	8,396,683,400
未払解約金	21,046,211
流動負債合計	8,424,749,611
負債合計	8,424,749,611
純資産の部	
元本等	
元本	367,035,064,052

剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	84,376,944,370
元本等合計	451,412,008,422
純資産合計	451,412,008,422
負債純資産合計	459,836,758,033

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2025年12月16日 至 2026年6月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2026年6月15日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	367,035,064,052口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.2299円 (1万口当たりの純資産額12,299円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2026年6月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2026年6月15日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引	債券先物取引 買建				
	長国 先 0809月	3,443,081,580	-	3,463,020,000	19,938,420
	小計	3,443,081,580	-	3,463,020,000	19,938,420
合 計		3,443,081,580	-	3,463,020,000	19,938,420

(注) 1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2026年6月15日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	334,522,617,120円
同期中における追加設定元本額	35,141,748,810円
同期中における一部解約元本額	2,629,301,878円
2026年6月15日現在の元本の内訳	
三井住友・年金プラン 3 0	1,278,749,267円
三井住友・年金プラン 5 0	1,385,585,739円
三井住友・年金プラン 7 0	560,283,590円
三井住友・ＤＣバランスファンド（安定型）	124,652,015円
三井住友・ＤＣバランスファンド（安定成長型）	265,852,269円
三井住友・ＤＣバランスファンド（成長型）	97,475,076円
三井住友・ＤＣ国内債券アクティブ	270,029,487円
三井住友・ＤＣ年金日本債券ファンド	969,461,472円
三井住友・日本債券年金ファンド	4,085,177,947円
ＳＭＡＭ・年金国内債券アクティブファンド（適格機関投資家専用）	2,040,827,919円

ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	52,304,737円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ株４０型（適格機関投資家専用）	1,420,760円
バランスファンドＶＡ（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	60,311,015円
三井住友／ＦＯＦｓ用日本債Ｆ（適格機関投資家限定）	355,842,932,759円
合 計	367,035,064,052円

外国株式マザーファンド（Ａ号）

（１）貸借対照表

（単位：円）

（2026年6月15日現在）

資産の部	
流動資産	
預金	119,494,111
コール・ローン	147,457,163
株式	10,622,474,754
未収入金	88,339,256
未収配当金	7,688,460
流動資産合計	10,985,453,744
資産合計	10,985,453,744
負債の部	
流動負債	
未払金	130,406,303
未払解約金	24,971,303
流動負債合計	155,377,606
負債合計	155,377,606
純資産の部	
元本等	
元本	1,277,168,524
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	9,552,907,614
元本等合計	10,830,076,138
純資産合計	10,830,076,138
負債純資産合計	10,985,453,744

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2025年12月16日 至 2026年6月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。

	(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	（2026年6月15日現在）
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	1,277,168,524口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 8.4798円 （1万口当たりの純資産額84,798円）

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	（2026年6月15日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

（2026年6月15日現在）
開示対象ファンドの

期首における当該親投資信託の元本額	1,319,833,077円
同期中における追加設定元本額	47,043,136円
同期中における一部解約元本額	89,707,689円
2026年6月15日現在の元本の内訳	
三井住友・ＤＣバランスファンド（安定型）	2,848,697円
三井住友・ＤＣバランスファンド（安定成長型）	15,604,540円
三井住友・ＤＣバランスファンド（成長型）	14,978,459円
三井住友・ＤＣ外国株式アクティブ	1,243,233,155円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	433,820円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ株４０型（適格機関投資家専用）	69,853円
合 計	1,277,168,524円

外国債券マザーファンド（Ａ号）

（１）貸借対照表

（単位：円）

（2026年6月15日現在）

資産の部

流動資産

預金	84,279,684
コール・ローン	280,312,820
国債証券	9,521,001,716
地方債証券	151,467,986
特殊債券	212,826,669
社債券	78,265,968
派生商品評価勘定	2,472,760
未収利息	66,021,569
前払費用	21,584,379

流動資産合計	10,418,233,551
--------	----------------

資産合計	10,418,233,551
------	----------------

負債の部

流動負債

派生商品評価勘定	1,911,490
未払解約金	10,790,218
流動負債合計	12,701,708

負債合計	12,701,708
------	------------

純資産の部

元本等

元本	2,643,258,648
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	7,762,273,195

元本等合計	10,405,531,843
-------	----------------

純資産合計	10,405,531,843
-------	----------------

負債純資産合計	10,418,233,551
---------	----------------

(２) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2025年12月16日 至 2026年6月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2026年6月15日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	2,643,258,648口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 3.9366円 (1万口当たりの純資産額39,366円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2026年6月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

（デリバティブ取引に関する注記）

（2026年6月15日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以 外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	26,985,742	-	27,038,670	52,928
	カナダ・ドル	4,929,873	-	4,915,183	14,690
	イスラエル・シケ ル	13,238,172	-	13,200,616	37,556
	ノルウェー・クロ ネ	3,409,502	-	3,363,835	45,667
	スウェーデン・ク ローナ	68,003	-	68,171	168
	オフショア・人民元	646,663,111	-	648,933,978	2,270,867
	ユーロ	111,064,758	-	111,101,400	36,642
	小計	806,359,161	-	808,621,853	2,262,692
	売建				
	アメリカ・ドル	143,208,041	-	143,464,002	255,961
	オーストラリア・ド ル	14,342,710	-	14,258,810	83,900
	シンガポール・ドル	19,276,931	-	19,355,919	78,988
	ニュージーランド・ ドル	15,223,383	-	15,201,265	22,118
	イギリス・ポンド	234,443,902	-	235,279,330	835,428
	デンマーク・クロ ネ	5,082,587	-	5,084,574	1,987
	メキシコ・ペソ	81,694,697	-	82,335,910	641,213
	ポーランド・ズロチ	6,918,582	-	6,912,445	6,137
	小計	520,190,833	-	521,892,255	1,701,422
	合 計	1,326,549,994	-	1,330,514,108	561,270

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（その他の注記）

（2026年6月15日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	2,628,955,221円
同期中における追加設定元本額	115,031,444円
同期中における一部解約元本額	100,728,017円
2026年6月15日現在の元本の内訳	
三井住友・ライフビュー・バランスファンド３０（安定型）	170,405,088円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド５０（標準型）	302,258,283円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド７０（積極型）	183,205,302円
三井住友・ＤＣバランスファンド（安定型）	9,410,292円
三井住友・ＤＣバランスファンド（安定成長型）	20,316,197円
三井住友・ＤＣバランスファンド（成長型）	8,735,016円
三井住友・ＤＣ外国債券アクティブ	1,948,782,283円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ株４０型（適格機関投資家専用）	146,187円
合 計	2,643,258,648円

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

三井住友・ＤＣバランスファンド（安定型）

2026年6月30日現在

資産総額	284,672,753円
負債総額	5,444,978円
純資産総額（ - ）	279,227,775円
発行済口数	192,856,418口
１口当たり純資産額（ / ） （１万口当たり純資産額）	1.4479円 (14,479円)

三井住友・ＤＣバランスファンド（安定成長型）

2026年6月30日現在

資産総額	888,469,748円
負債総額	1,614,135円
純資産総額（ - ）	886,855,613円
発行済口数	414,225,863口
１口当たり純資産額（ / ） （１万口当たり純資産額）	2.1410円 (21,410円)

三井住友・ＤＣバランスファンド（成長型）

2026年6月30日現在

資産総額	580,310,192円
負債総額	2,000,434円
純資産総額（ - ）	578,309,758円
発行済口数	195,940,064口
１口当たり純資産額（ / ） （１万口当たり純資産額）	2.9515円 (29,515円)

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

二 受益権の譲渡および譲渡制限等

（イ）受益権の譲渡

- a．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b．上記 a の申請のある場合には、上記 a の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 a の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c．上記 a の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（ロ）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2026年6月30日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近５年間における資本金の額の増減 該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は８名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

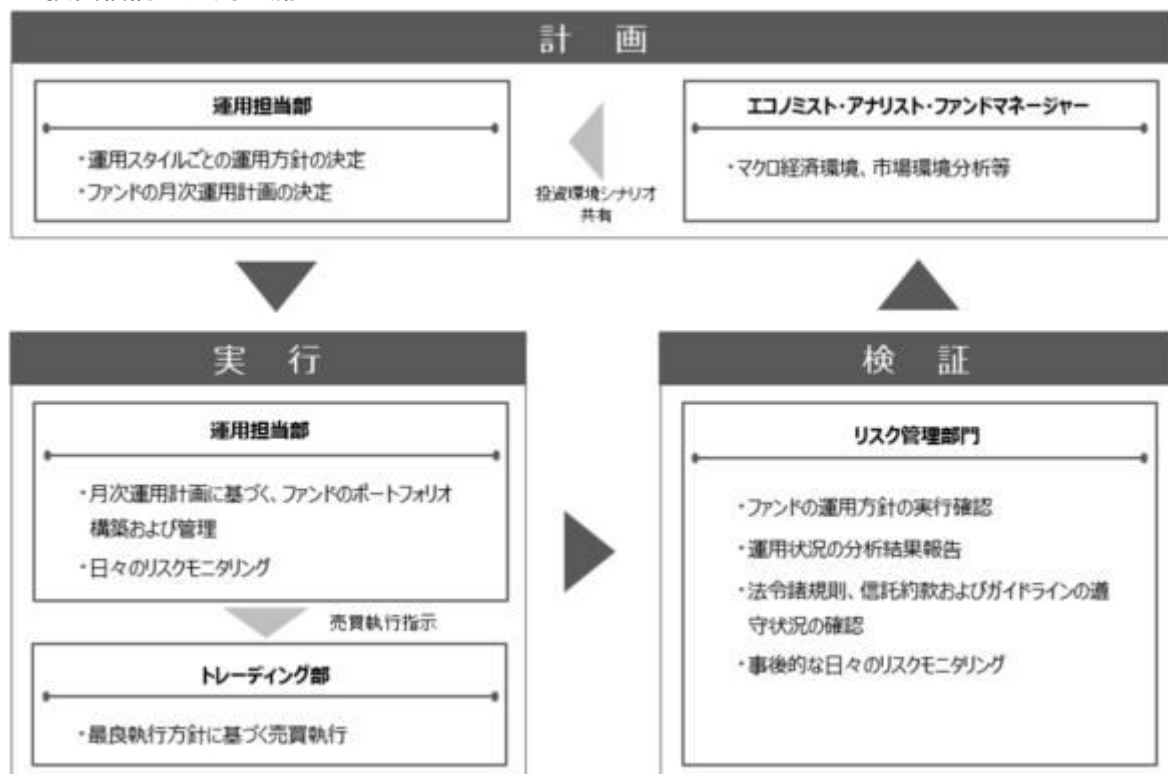
取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を１名選定し、必要に応じて取締役会長１名を選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託

の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2026年6月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本 数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	649	18,443,584
単位型株式投資信託	66	597,260
追加型公社債投資信託	1	23,628
単位型公社債投資信託	97	126,724
合 計	813	19,191,198

3【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、当事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)		
	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	52,028,017	54,980,908
金銭の信託	31,752,052	36,381,304
顧客分別金信託	500,353	501,412
前払費用	644,114	857,142
未収入金	250,860	308,261
未収委託者報酬	15,384,824	21,216,928
未収運用受託報酬	4,912,858	6,826,524
未収投資助言報酬	292,775	196,680
未収収益	79,998	76,935
未収還付法人税等	125,792	-
その他の流動資産	134,288	45,403
流動資産合計	106,105,936	121,391,502
固定資産		
有形固定資産	1	
建物	1,157,214	1,062,810
器具備品	471,243	536,471
土地	710	710
リース資産	-	6,958

有形固定資産合計	1,629,168	1,606,949
無形固定資産		
ソフトウェア	2,074,805	1,889,246
ソフトウェア仮勘定のれん	511,487	377,243
顧客関連資産	2,436,327	2,131,786
電話加入権	7,218,790	6,663,498
商標権	12,706	12,706
商標権	24	18
無形固定資産合計	12,254,141	11,074,499
投資その他の資産		
投資有価証券	9,257,612	8,303,862
関係会社株式	1,740,365	5,890,960
長期差入保証金	1,360,241	1,211,804
長期前払費用	75,691	76,123
会員権	90,479	90,479
繰延税金資産	942,908	1,781,455
貸倒引当金	20,750	20,750
投資その他の資産合計	13,446,548	17,333,936
固定資産合計	27,329,857	30,015,385
資産合計	133,435,793	151,406,888

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	-	1,874
顧客からの預り金	51,505	18,479
その他の預り金	172,482	142,066
未払金		
未払収益分配金	1,974	2,147
未払償還金	1,253	4,839
未払手数料	6,763,424	9,472,310
その他未払金	161,092	116,212
未払費用	7,518,259	9,408,121
未払消費税等	1,255,374	1,383,547
未払法人税等	503,871	5,081,645
賞与引当金	3,393,355	4,192,893
その他の流動負債	34,270	49,577
流動負債合計	19,856,864	29,873,715
固定負債		
リース債務	-	5,779
退職給付引当金	4,542,870	4,318,398
固定負債合計	4,542,870	4,324,178
負債合計	24,399,734	34,197,893
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245

その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	24,744,514	32,716,691
利益剰余金合計	25,028,759	33,000,936
株主資本計	109,124,705	117,096,882
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	88,646	112,111
評価・換算差額等合計	88,646	112,111
純資産合計	109,036,059	117,208,994
負債・純資産合計	133,435,793	151,406,888

（２）【損益計算書】

(単位：千円)			
	前事業年度	当事業年度	
	(自 2024年4月1日	(自 2025年4月1日	
	至 2025年3月31日)	至 2026年3月31日)	
営業収益			
委託者報酬	78,891,124	88,700,475	
運用受託報酬	13,102,509	17,306,102	
投資助言報酬	1,360,859	862,045	
その他営業収益			
サービス支援手数料	400,872	413,133	
その他	10,391	9,237	
営業収益計	93,765,757	107,290,995	
営業費用			
支払手数料	35,223,731	38,957,078	
広告宣伝費	335,877	409,775	
調査費			
調査費	5,327,087	5,298,990	
委託調査費	14,077,571	16,236,388	
営業雑経費			
通信費	51,489	53,152	
印刷費	421,006	404,493	
協会費	44,372	47,803	
諸会費	42,328	39,268	
情報機器関連費	5,313,187	5,809,669	
販売促進費	44,315	58,603	
その他	410,566	415,812	
営業費用合計	61,291,534	67,731,037	
一般管理費			
給料			
役員報酬	223,068	294,622	
給料・手当	8,380,787	8,781,442	
賞与	1,098,999	1,442,462	
賞与引当金繰入額	3,379,790	4,156,281	
交際費	54,024	59,278	
寄付金	24,878	23,587	
事務委託費	2,225,175	2,448,098	
旅費交通費	242,135	280,926	
租税公課	413,678	538,048	
不動産賃借料	1,225,686	1,193,365	
退職給付費用	803,656	581,615	
固定資産減価償却費	3,349,674	1,799,495	
のれん償却費	304,540	304,540	
諸経費	356,081	485,619	

一般管理費合計	22,082,177	22,389,385
営業利益	10,392,045	17,170,572

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金	388,907		11,007	
受取利息	46,258		217,478	
金銭の信託運用益	-		392,775	
時効成立分配金・償還金	506		327	
原稿・講演料	2,440		1,755	
還付加算金	-		780	
投資有価証券償還益	115		24,382	
投資有価証券売却益	826		516	
投資事業組合運用益	36,683		97,602	
為替差益	75,948		204,072	
不動産賃貸料	117,054		-	
雑収入	41,618		24,076	
営業外収益合計	710,359		974,775	
営業外費用				
金銭の信託運用損	88,979		-	
投資有価証券償還損	137,207		81,540	
投資有価証券売却損	93		4,038	
投資事業組合運用損	56,719		40,067	
雑損失	4,818		729	
営業外費用合計	287,820		126,376	
経常利益	10,814,585		18,018,971	
特別利益				
子会社株式売却益	1	672,682	-	
特別利益合計		672,682	-	
特別損失				
固定資産除却損	2	76,933	1,799	
固定資産売却損		204	-	
投資有価証券評価損		3,191	-	
特別損失合計		80,328	1,799	
税引前当期純利益		11,406,939	18,017,172	
法人税、住民税及び事業税		3,062,795	6,301,878	
法人税等調整額		162,825	930,951	
法人税等合計		2,899,969	5,370,927	
当期純利益		8,506,969	12,646,245	

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963
当期変動額						
剰余金の配当						10,838,419
当期純利益						8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,331,449
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	27,360,208	111,456,155	50,045	50,045	111,406,109
当期変動額					
剰余金の配当	10,838,419	10,838,419			10,838,419
当期純利益	8,506,969	8,506,969			8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			38,600	38,600	38,600
当期変動額合計	2,331,449	2,331,449	38,600	38,600	2,370,050
当期末残高	25,028,759	109,124,705	88,646	88,646	109,036,059

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514
当期変動額						
剰余金の配当						4,674,068
当期純利益						12,646,245
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	7,972,177
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	32,716,691

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	25,028,759	109,124,705	88,646	88,646	109,036,059
当期変動額					
剰余金の配当	4,674,068	4,674,068			4,674,068
当期純利益	12,646,245	12,646,245			12,646,245

株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			200,758	200,758	200,758
当期変動額合計	7,972,177	7,972,177	200,758	200,758	8,172,935
当期末残高	33,000,936	117,096,882	112,111	112,111	117,208,994

[注記事項]

(重要な会計方針)

１．重要な資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2)金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

２．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～30年

器具備品 3～15年

(2)無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん 14年

顧客関連資産 19年

ソフトウェア（自社利用分） 5年

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(未適用の会計基準等)

１．リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

２．金融商品会計に関する実務指針

- ・「金融商品会計に関する実務指針」（改正移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会）

(1)概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

(2)適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

１ 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
建物	470,078千円	568,326千円
器具備品	1,594,310千円	1,028,321千円
リース資産	- 千円	1,562千円

２ 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
--	-----------------------	-----------------------

当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

(損益計算書関係)

1 子会社株式売却益

前事業年度において、Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物	74,175千円	- 千円
器具備品	2,757千円	882千円
ソフトウェア	- 千円	917千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025年 3月31日	2025年 6月25日

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025年 3月31日	2025年 6月25日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月25日 定時株主総会	普通株式	6,943,362	205.00	2026年 3月31日	2026年 6月26日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
1年以内	1,129,463	1,129,267
1年超	4,517,068	3,387,801
合計	5,646,531	4,517,068

(金融商品関係)

１．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定および償却・引当規則に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定および償却・引当規則に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定および償却・引当規則に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、及び投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

２．金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（（注１）参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	31,752,052	31,752,052	-
(2)投資有価証券 その他有価証券	7,659,105	7,659,105	-
資産計	39,411,157	39,411,157	-

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
----	----------	----	----

(1)金銭の信託	36,381,304	36,381,304	-
(2)投資有価証券 其他有価証券	6,158,174	6,158,174	-
資産計	42,539,478	42,539,478	-

(注1)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
其他有価証券		
(1)非上場株式	40,367	40,398
(2)組合出資金等	1,558,139	2,105,289
合計	1,598,506	2,145,687
子会社株式及び関連会社株式		
非上場株式	1,740,365	5,890,960
合計	1,740,365	5,890,960

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	-	31,752,052	-	31,752,052
(2)投資有価証券 其他有価証券	-	7,659,105	-	7,659,105
資産計	-	39,411,157	-	39,411,157

当事業年度（2026年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	-	36,381,304	-	36,381,304
(2)投資有価証券 其他有価証券	-	6,158,174	-	6,158,174
資産計	-	42,539,478	-	42,539,478

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1)金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)投資有価証券

其他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2025年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,740,365千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2026年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式5,890,960千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２．その他有価証券

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	708,609	686,216	22,393
小計	708,609	686,216	22,393
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,950,495	7,083,155	132,659
小計	6,950,495	7,083,155	132,659
合計	7,659,105	7,769,371	110,265

（注）組合出資金等（貸借対照表計上額 1,598,506千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。前事業年度において、その他有価証券に含まれる株式について3,191千円減損処理を行っております。

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	5,240,883	5,125,724	115,159
小計	5,240,883	5,125,724	115,159
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	917,290	1,002,997	85,707
小計	917,290	1,002,997	85,707
合計	6,158,174	6,128,721	29,452

（注）組合出資金等（貸借対照表計上額 2,145,687千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

３．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
10,732	826	93

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,791,952	115	137,207

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,007,832	516	4,038

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
3,238,685	24,382	81,540

４．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、投資有価証券について3,191千円（その他有価証券3,191千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

(退職給付関係)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年

金制度を設けております。

２．確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付債務の期首残高	4,941,989	4,542,870
勤務費用	430,325	409,054
利息費用	21,674	52,697
数理計算上の差異の発生額	153,045	219,105
退職給付の支払額	698,074	467,117
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	4,542,870	4,318,398

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	4,542,870	4,318,398
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	4,542,870	4,318,398

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
勤務費用	430,325	409,054
利息費用	21,674	52,697
数理計算上の差異の費用処理額	153,045	219,105
過去勤務費用の費用処理額	-	-
その他	224,756	49,206
確定給付制度に係る退職給付費用	523,711	291,853

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
割引率	1.160%	1.960%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度279,945千円、当事業年度289,762千円であります。

(税効果会計関係)

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,431,912	1,361,159
賞与引当金	1,039,045	1,321,600
調査費	439,517	447,941
未払金	128,135	287,665
未払事業税	13,007	266,759

ソフトウェア償却	110,261	161,172
子会社株式評価損	50,907	50,907
その他有価証券評価差額金	47,871	27,015
その他	22,468	96,909
繰延税金資産小計	3,283,127	4,021,131
評価性引当額	62,724	60,723
繰延税金資産合計	3,220,403	3,960,408
繰延税金負債		
無形固定資産	2,270,365	2,100,334
その他有価証券評価差額金	7,129	78,617
繰延税金負債合計	2,277,494	2,178,952
繰延税金資産（負債）の純額	942,908	1,781,455

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	30.6%	-
(調整)		
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	3.8	-
受取配当等永久に益金に算入されない項目	0.9	-
評価性引当額の増減	0.9	-
外国税額控除	0.3	-
のれん償却費	0.8	-
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	-
その他	0.2	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.4	-

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	78,891,124	13,102,509	1,360,859	411,264	93,765,757

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年4月1日 至2026年3月31日)

1．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2．関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	88,700,475	17,306,102	862,045	422,371	107,290,995

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1．関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	-	投信の販売委託	委託販売 手数料	8,327,979	未払 手数料	2,117,600

親会社 の子会社	SMBC日興 証券㈱	東京都 千代田区	135,000,000	証券業	-	%	投信の販売委託	委託販売 手数料	7,176,048	未払 手数料	1,490,173
親会社 の子会社	SMBC Americas Holdings, Inc.	アメリカ 合衆国 デラウェア 州ウィ ルミントン 市	米ドル 3,010.50	銀行業 (銀行持 株会社)	-	%		子会社株式の売 却(売却価格)	773,585	-	-
								子会社株式売却 益	672,682		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の子会社	㈱三井住友 銀行	東京都 千代田 区	1,771,093,147	銀行業	- %	投信の販売委託	委託販売 手数料	9,249,401	未払 手数料	2,456,883
親会社 の子会社	SMBC日興 証券㈱	東京都 千代田 区	135,000,000	証券業	- %	投信の販売委託	委託販売 手数料	8,149,746	未払 手数料	2,183,491

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	3,219.24円	3,460.54円
1株当たり当期純利益	251.16円	373.37円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	8,506,969	12,646,245
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	8,506,969	12,646,245
期中平均株式数(株)	33,870,060	33,870,060

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以

下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

二 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

ホ 上記八、二に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

イ 定款の変更、その他の重要事項

（イ）定款の変更

該当ありません。

（ロ）その他の重要事項

該当ありません。

ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

（イ）名称 三井住友信託銀行株式会社

（ロ）資本金の額 342,037百万円（2025年3月末現在）

（ハ）事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

・ 名称 株式会社日本カストディ銀行

・ 資本金の額 51,000百万円（2025年3月末現在）

・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 2025年3月末現在	事業の内容
日本生命保険相互会社	1,450,000	保険業法に基づき、生命保険業を営んでいます。

日本生命保険相互会社の資本金の額の箇所には、基金および基金償却積立金の合計額を記載しております。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱

い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

3【資本関係】

（持株比率５％以上を記載しています。）
該当ありません。

第3【その他】

- 1 目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について
 - （１）「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。
 - （２）委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
 - （３）委託会社のホームページのアドレスおよび他のインターネットのアドレス（これらのアドレスをコード化した図形等も含む）を記載することがあります。
 - （４）請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。
 - （５）目論見書の使用開始日を記載することがあります。
 - （６）投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
 - （７）請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨を記載することがあります。
 - （８）「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
 - （９）当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。
 - （１０）ファンドの形態および属性、申込みにかかる事項、ユニバーサルデザインフォントマークを記載することがあります。
 - （１１）写真、イラスト、図案およびキャッチコピーを採用することがあります。また、ファンドの管理番号等を記載することがあります。
- 2 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- 3 当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。
- 4 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。
- 5 評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することがあります。
- 6 有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドの実質的な投資対象資産に共通性がある場合には、当該複数のファンドを一つの投資信託説明書（交付目論見書）で説明することがあります。また、有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドにかかる投資信託説明書（交付目論見書）および投資信託説明書（請求目論見書）を一体のものとして使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

2026年6月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深 井 康 治

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

竹 内 知 明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リ

スク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月4日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・DCバランスファンド（安定型）の2024年12月17日から2025年12月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・DCバランスファンド（安定型）の2025年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月4日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・DCバランスファンド（安定成長型）の2024年12月17日から2025年12月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・DCバランスファンド（安定成長型）の2025年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月4日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・DCバランスファンド（成長型）の2024年12月17日から2025年12月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・DCバランスファンド（成長型）の2025年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年9月2日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・DCバランスファンド（安定型）の2025年12月16日から2026年6月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友・DCバランスファンド（安定型）の2026年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月16日から2026年6月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年9月2日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・DCバランスファンド（安定成長型）の2025年12月16日から2026年6月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友・DCバランスファンド（安定成長型）の2026年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月16日から2026年6月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年9月2日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・DCバランスファンド（成長型）の2025年12月16日から2026年6月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友・DCバランスファンド（成長型）の2026年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月16日から2026年6月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。